

令和2年第2回藍住町議会定例会会議録（第1日）

令和2年6月9日藍住町議会定例会は、藍住町議会議事堂に招集された。

1 出席議員

1 番議員	前田 晃良	9 番議員	鳥海 典昭
2 番議員	竹内 君彦	10 番議員	小川 幸英
3 番議員	米本 義博	11 番議員	林 茂
4 番議員	永浜 浩幸	12 番議員	奥村 晴明
5 番議員	宮本 影子	13 番議員	佐野 慶一
6 番議員	森 伸二	14 番議員	森 志郎
7 番議員	近藤 祐司	15 番議員	平石 賢治
8 番議員	紙永 芳夫	16 番議員	西川 良夫

2 欠席議員

なし

3 議会事務局出席者

議会事務局長 谷渕 弘子 主幹 山瀬 佳美

4 地方自治法第121条の規定に基づく説明者

町長	高橋 英夫
副町長	奥田 浩志
副町長	加藤 弘道
教育長	青木 秀明
教育次長	藤本 伸
会計管理者	大塚 浩三
総務企画課長	梯 達司
福祉課長	近藤 政春
税務課長	齊藤 秀樹
健康推進課長	江西 浩昭
社会教育課長	近藤 孝公
住民課長	賀治 達也
生活環境課長	東條 芳重
建設産業課長	高木 律生
上下水道課長	佐野 正洋

5 議事日程

(1) 議事日程 (第1号)

- | | | |
|-----|------------|---|
| 第1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 第2 | 会期の決定 | |
| 第3 | 議第37号 | 令和2年度藍住町一般会計補正予算について |
| 第4 | 議第38号 | 令和2年度藍住町特別会計(国民健康保険事業)補正
予算について |
| 第5 | 議第39号 | 藍住町税条例の一部改正について |
| 第6 | 議第40号 | 藍住町手数料徴収条例の一部改正について |
| 第7 | 議第41号 | 藍住町町民体育館の設置及び管理に関する条例の一
部改正について |
| 第8 | 議第42号 | 藍住町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基
準を定める条例の一部改正について |
| 第9 | 議第43号 | 藍住町後期高齢者医療に関する条例の一部改正につ
いて |
| 第10 | 議第44号 | 藍住町国民健康保険条例の一部改正について |
| 第11 | 議第45号 | 藍住町介護保険条例の一部改正について |
| 第12 | 報告第4号 | 令和元年度藍住町一般会計繰越明許費繰越計算書の
報告について |
| 第13 | 報告第5号 | 藍住町土地開発公社の経営状況を説明する書類の提
出について |

令和2年藍住町議会第2回定例会会議録

6月9日

午前10時1分開会

○議長（西川良夫君） 本日は、令和2年第2回藍住町議会定例会に、御出席を
くださいます。ありがとうございます。

さて、クールビズ期間については、本会議においても節電に努めるとともに、藍
の文化を発信していくということで藍染シャツ着用となっておりますので御了承く
ださい。

ただいまから、令和2年第2回藍住町議会定例会を開会いたします。

○議長（西川良夫君） 日程に入るに先立ちまして、諸般の報告をいたします。

本日まで1件の請願書の提出がありますので、お手元に請願文書表をお配りし
ております。後ほど、ごらんいただきたいと思っております。なお、本請願については、
議会最終日に審議をいたしたいと思っております。

○議長（西川良夫君） これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

○議長（西川良夫君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。本会期
の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、7番議員、近藤祐司君
及び8番議員、紙永芳夫君を指名します。

○議長（西川良夫君） 日程第2、「会期の決定について」を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月19日までの11日間にしたい
と思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西川良夫君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から6月19日までの11日間に決定しました。

○議長（西川良夫君） 日程第3、議第37号「令和2年度藍住町一般会計補正予
算について」から、日程第11、議第45号「藍住町介護保険条例の一部改正につ

いて」の9議案及び及び日程第12、報告第4号「令和元年度藍住町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」から、日程第13、報告第5号「藍住町土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について」を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

〔町長 高橋英夫君登壇〕

◎町長（高橋英夫君） おはようございます。梅雨に入り、町内でも田植えが行われ、緑の水田風景が広がるようになってまいりました。

本日、令和2年第2回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、御出席を賜り厚くお礼を申し上げます。

議長から、提案理由の説明を求められたところではありますが、説明に先立ち、行政報告を申し上げ、一層の御理解を賜っておきたいと存じます。

まず、新型コロナウイルス感染症についてであります。4月上旬のピーク時には、国内で1日700人以上の新規感染者が発生しておりましたが、5月15日以降は、25日連続で100人を切る状況となっております。

全都道府県に発令されておりました緊急事態宣言も、5月25日には、全面解除され、感染拡大を予防する新しい生活様式の定着を前提に外出自粛や施設の使用制限を緩和しつつ社会経済活動のレベルを段階的に引き上げていくこととされております。

本町におきましても、感染予防に配慮した上で5月18日から小中学校を再開するとともに、5月25日から条件付きではありますが、町施設の利用、貸出し、イベント、行事等を順次再開したところであります。

一方、発生者数ゼロが相当日数続いても、突然感染拡大が起きる例や、東京都が独自にアラートを発令するなど依然予断を許さない状況であることも十分踏まえ、引き続き、国等の動向を注視しつつ感染予防及び第2波の備えに注力してまいります。

次に、特別定額給付金事業の進捗についてであります。

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の一環である「1人当たり10万円の特別定額給付金」は、5月1日の町臨時会で補正予算の議決をいただき、鋭意、交付申請の送付、内容確認及び給付作業等取り組んでいるところであります。

現時点で約1万2,000世帯、30億円程度の振り込みを終えているところで

あり、引き続き迅速な給付に努めてまいります。

また、児童手当受給世帯への臨時特別給付金は、原則6月10日支給分の児童手当に1万円を加算できるよう作業を終えているところです。

次に、町独自の経済対策についてであります。

新型コロナウイルス感染症拡大による外出自粛や感染予防のための御協力により、民間事業者や住民生活は多大な影響を受けております。町といたしましては、地域経済の早期回復を支援するため、商品券事業やクーポン券事業に取り組んでまいります。具体的には、町が発行元となり2万円を2万5,000円分の商品券を各世帯に販売する「あいずみ活性化プレミアム商品券発行事業」ゼロ歳から中学3年生までの子供1人につき3,000円の食事券を保護者等へ支給する「あいずみ食うポン事業」、4月28日から12月31日までに出生した子供の父又は母に、新生児1人につき10万円の商品券を支給する「パパママ応援給付事業」の3事業を経済支援、生活支援のパッケージとして9月1日から開始できるよう今議会での補正予算をお願いしております。さらに、高齢者への藍染マスクの配布や合同庁舎の3密を解消するための4階スペースの改修など、感染予防の今後の対応にも取り組んでまいります。

全国的に新規感染者数は減少し、社会経済活動も徐々に回復基調にあります。ウイルスという目に見えない敵との闘いは、当面続いていくと思われま。

今後とも、国、県等と情報共有や連携を図り、状況に応じた迅速かつ適切な取組を図ってまいりたいと考えておりますので、引き続き議員各位の御理解、御協力をお願いいたします。

以上、6月定例会の冒頭に当たり行政の報告とさせていただきます。

それでは、本日、提案いたしました議案につきまして、提案理由を申し上げたいと存じます。

議第37号「令和2年度藍住町一般会計補正予算について」、歳入歳出にそれぞれ5億8,252万円追加し、総額154億円とするものであります。

歳出の主なものは、総務費で、合同庁舎、3密解消工事及び感染防止対策事業等2,785万円、商工費で、緊急経済対策事業の「あいずみ活性化プレミアム商品券発行事業」3億9,000万円、「あいずみ食うポン事業」2,250万円、「子育て応援給付事業」2,800万円。教育費で、小学校総務費で、スクールサポートスタッフ配置促進事業240万円、学校情報機器整備事業5,220万円、中学

校総務費で学校情報機器整備事業4, 194万円、歳入については、地方特例交付金874万円、国庫支出金、9,491万円、県支出金160万円、繰入金1億7,500万円、諸収入3億226万8,000円であります。

議第38号「令和2年度藍住町特別会計(国民健康保険事業)補正予算について」、歳入歳出にそれぞれ30万円追加し、総額34億5,030万円とするものであります。

歳出の主なものは、負担金補助及び交付金で、傷病手当金30万円であります。

歳入については、国庫支出金で30万円であります。

議第39号「藍住町税条例の一部改正について」、新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止による納税者等の影響を緩和するための地方税法等の改正により、個人住民税、固定資産税、軽自動車税に特例措置が講じられたので、本条例の一部を改正するものであります。

議第40号「藍住町手数料徴収条例の一部改正について」、デジタル手続法の一部施行に伴い、住民及び市町村職員の負担軽減を図るとともにマイナンバーカード普及を実現するため、マイナンバー通知カードと記載事項変更等の手続が廃止され、これに伴い通知カードの再交付申請ができなくなったことから、本条例の一部を改正するものであります。

議第41号「藍住町町民体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正について」、施設利用者が冷暖房設備を使用しやすいよう使用時間の規定を細分化し、施設利用の促進を図るため本条例の一部を改正するものであります。

議第42号「藍住町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(厚生労働省令)が改正されたことに伴い、当該省令基準に準じ、本条例の一部を改正するものであります。

議第43号「藍住町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした場合に、一定の要件を満たした被保険者に対して、傷病手当金を支給できるよう本条例の一部を改正するものであります。

議第44号「藍住町国民健康保険条例の一部改正について」、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした場合に、一定の要件を満たした被保険者に対して、傷病手当金を支給できるよう本条例の一部を改正するものであります。

議第45号「藍住町介護保険条例の一部改正について」、新型コロナウイルス感

染症の影響に伴い収入が減少したこと等による介護保険料の減免ができるよう本条例の一部を改正するものであります。

これらの議案のほか、報告案件といたしまして、「令和元年度藍住町一般会計繰越明許費繰越計算書」について繰越額が確定しましたので報告をさせていただいております。また、「藍住町土地開発公社の経営状況を説明する書類」についても御報告をさせていただいております。後ほどごらんいただきまして、御理解を賜りたいと存じます。

以上、提案理由とその概要を御説明いたしました。何とぞ、十分御審議の上、原案どおりお認めをいただきますよう、お願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（西川良夫君） これより、担当理事者から補足説明を求めます。この間、議事の都合により、小休いたします。なお、議案の補足説明につきましては、要点を分かりやすく説明してください。

午前10時15分小休

〔小休中に梯総務企画課長、補足説明をする〕

午後10時37分再開

○議長（西川良夫君） 小休前に引き続き、会議を再開いたします。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。議案調査のため6月10日から6月15日までの6日間を休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西川良夫君） 異議なしと認めます。したがって、6月10日から6月15日までの6日間を休会とすることに決定しました。

なお、次回本会議は、6月16日午前10時、本議場において再開いたしますので、御出席をお願いいたします。本日は、これをもって散会といたします。

午前10時38分散会

令和2年第2回藍住町議会定例会会議録（第2日）

令和2年6月16日藍住町議会定例会は、藍住町議会議事堂において再開された。

1 出席議員

1 番議員	前田 晃良	9 番議員	鳥海 典昭
2 番議員	竹内 君彦	10 番議員	小川 幸英
3 番議員	米本 義博	11 番議員	林 茂
4 番議員	永浜 浩幸	12 番議員	奥村 晴明
5 番議員	宮本 影子	13 番議員	佐野 慶一
6 番議員	森 伸二	14 番議員	森 志郎
7 番議員	近藤 祐司	15 番議員	平石 賢治
8 番議員	紙永 芳夫	16 番議員	西川 良夫

2 欠席議員

なし

3 議会事務局出席者

議会事務局長 谷渕 弘子 主幹 山瀬 佳美

4 地方自治法第121条の規定に基づく説明者

町長	高橋 英夫
副町長	奥田 浩志
副町長	加藤 弘道
教育長	青木 秀明
教育次長	藤本 伸
総務企画課長	梯 達司
福祉課長	近藤 政春
税務課長	齊藤 秀樹
健康推進課長	江西 浩昭
生活環境課長	東條 芳重
建設産業課長	高木 律生

5 議事日程

議事日程（第2号）

第1 一般質問

- | | |
|-------|-------|
| 2番議員 | 竹内 君彦 |
| 11番議員 | 林 茂 |
| 8番議員 | 紙永 芳夫 |
| 10番議員 | 小川 幸英 |
| 3番議員 | 米本 義博 |

令和2年藍住町議会第2回定例会会議録

6月16日

午前10時開議

○議長（西川良夫君） おはようございます。ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。6月9日から、本日までに1件の請願書の提出がありますので、お手元に請願文書表をお配りしております。後ほど、ごらんいただきたいと思います。なお、本請願につきましては議会最終日に審議をしたいと思います。

○議長（西川良夫君） 日程第1、「一般質問」を行います。一般質問の通告がありましたのは5名であり、これより既定の順序によりまして一般質問を許可いたします。また、あらかじめお願いをしておきます。質問時間は1時間となっております。質問者は通告内容に基づき、質問の趣旨を明確にして質問してください。理事者は、質問内容に的確に答弁をするようお願いいたします。

○議長（西川良夫君） それでは、まず初めに2番議員、竹内君彦君の一般質問を許可いたします。

竹内君彦君。

〔竹内君彦君登壇〕

●2番議員（竹内君彦君） マスクを外させていただきます。

議長の許可を頂きましたので、一般質問を行います。

質問に先立ち、一言申し上げます。私は、去る2月9日、藍住町議会議員選挙において初当選をさせていただきました。私は、議会改革と町民の皆様の声を町政に反映することを公約に選挙戦を戦いました。微力ながら藍住町の発展と住民福祉の充実に全力で頑張る決意をいたしております。先輩議員を始め町理事者の皆様並びに同僚議員の方々には、格別の御指導、御協力を賜りますようお願いいたします。

それでは、通告書により質問を行います。理事者におかれましては、明確な答弁をお願いいたします。

最初に、町職員の意識とサービス向上について、質問をいたします。

役場を訪れた住民にとって、町職員の心のこもった思いやりに満ちた対応はどう

れしいものはありません。ところが、最近、私の支持者の何人かから、町職員で住民に対する対応が釈然としないと私に不満が寄せられました。新型コロナの関係もあって、職員の皆さんも大変な時期にあったと思いますが、住民は要件を抱えて、町の職員を頼りに役場を訪ねているわけです。多くの職員は、よく頑張り親切に対応してくれていることと思いますが、中には親切さに欠け、住民が尋ねたことに十分な答えが返ってこなかったとのこと。ここに、支持者からの声を私なりに受け止めたものとして具体的に挙げてみますと、1、来庁者に対しての声掛け、挨拶などが十分でなかったのではないかと。2、電話対応についても、担当課、氏名などが名乗っていないのではないかと。3、窓口対応なども親切、丁寧にできていない職員もいるようであり、ときには怠慢な面もあつたりしたのではないかと。4、役場への来庁者に対しての対応や職員の態度は、藍住町全体の雰囲気というか顔でもあり、その意味では、役場は重要な場所であることが職員には理解できているのか、と不満にも似た声を聞かされました。まあ、こういったようなことは、些細なことだと言われればそれまでですが、当の町民の気持ちとしては、その日1日嫌な思いがしてならなかったそうであります。

こうした町民の声を耳にして、ふと思い出したことは、かつて「町職員の対応がぞんざいで、どの部署に行けばいいのか分からなく、たらい回しにされた。」などの話も耳にしたことがあります。常日頃から職員に対する指導ともいえるようなことは、行われているのでしょうか。町民は、何かあるから役場に出かけているのです。困ったことや、いろいろなことにも相談に乗ってくれる役場こそ町民が安心して暮らすことのできる何よりのよりどころです。町民は、藍住町に誇りを持っているのです。町が一層よくなることを常に望んでいるのです。名実ともに町民の誇れる藍住町づくりに私たちも頑張ります。そのためには、思いやりのある心の通った職員が自ら範を示すことで、町全体が明るい挨拶もできたり、声掛けもできたりして、未来の子供たちが明るく育つ藍住町の発展も望まれるのではないかと思います。「明るく楽しい藍住町づくりは、親切で明るい役場から」を合言葉にしてはいかがでしょうか。明るい心の通った地域社会づくり、明るい藍住町づくりも、こうしたちょっとした心配りが、契機となって希望にあふれた町づくりにつながるものと考え、私はあえて発言し、今後の政策提言にもつなげたいと考えた次第です。

以上が一般質問に名を借り、町民の代表としての議員の立場からの要望であります。理事者から特に何かありましたら御発言願います。

○議長（西川良夫君） 梯総務企画課長。

〔総務企画課長 梯達司君登壇〕

◎総務企画課長（梯達司君） 竹内議員さんの来庁者に対する職員の対応について御答弁させていただきます。

町の各窓口には、様々な要件で多くの町民の方が日々訪れています。来庁者には挨拶を必ずし、各課において、近くの職員が迅速に対応に当たるとともに、内容をしっかりお聞きし、丁寧な説明を心掛けるなど、真摯な対応を行っているとお認識しております。また、新規採用時のマナーや電話対応の研修を始め、その後も段階的な各種研修を実施し、職員の意識を高めているところであります。

今後とも、職員1人1人の言動が町のイメージにつながっているとの思いを持ち、来庁者や電話での対応に誠意を持って努めてまいりたいと考えております。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 竹内君彦君。

〔竹内君彦君登壇〕

●2番議員（竹内君彦君） ありがとうございます。よろしくお願いいいたします。

次に、町民への情報発信について、質問いたします。町民への情報発信についての内容は、1、ホームページについて。2、藍メールについて。3、広報紙の配布についての3つからなっております。順番に質問いたしますので、一問一答方式でお願いいたします。

それでは初めに、ホームページについて質問いたします。ホームページの更新頻度はどうなっておりますか。

小中学校、幼稚園の夏休み期間の通知については、藍住町では6月1日付けで、保護者に対して文章で通知したと聞いておりますが、藍住町民への情報発信はどのようになっていますか。6月15日現在でも、いまだホームページには登載されておられません。保護者以外の町民には、通知、通達はどのようになっているのでしょうか。お考えをお聞かせください。また、ホームページの今後の更新登載についても、スピード感をもってやっていただけたらと願っています。

○議長（西川良夫君） 梯総務企画課長。

〔総務企画課長 梯達司君登壇〕

◎総務企画課長（梯達司君） 竹内議員さんの町民への情報発信について、まず、ホームページについて、御答弁させていただきます。

ホームページ記事の配信手順についてでございます。随時、原課職員がホームページ記事の作成をしております。決裁後、ホームページシステムで入力し、画像やリンク、公開日時等を設定した後、担当課長等承認者が内容を確認し、問題がなければホームページシステムで承認し、公開することとなっております。

御質問の学校関係の連絡事項については、各小中学校で保護者に独自にメールを送信し、各小中学校のホームページに掲載することとしております。なお、送信対象者が限られる場合等、ホームページに掲載しない場合があるとのことであります。

なお、町のホームページには、各学校のホームページをリンクしており、その内容を確認していただくことが可能となっております。

今後、全町的に周知が必要な情報と判断される案件については、情報発信元の機関と調整を行い、町のホームページ上で公開するように努めてまいりたいと考えております。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 竹内君彦君。

〔竹内君彦君登壇〕

●2番議員（竹内君彦君） よろしくお願ひいたします。

次に、藍メールについて質問いたします。

藍メールの登録者数は、現在どのようになっていますか。災害時など町民に対してタイムリーな発信をするには、非常に大切なツールだと思います。今後、できる限り町民に対して藍メールの登録を促し、町民全体にタイムリーな情報発信ができるように努力していただきたいと思います。今日、市町村独自のLINEアカウントを作っているところも多いと聞いております。藍住町でも藍住町公式アカウントを作ってください藍メールとともにLINEでも情報発信したらいかがでしょうか。

○議長（西川良夫君） 梯総務企画課長。

〔総務企画課長 梯達司君登壇〕

◎総務企画課長（梯達司君） 竹内議員さんの藍メールについて、御答弁させていただきます。

災害情報伝達手段の多重化を目的として、平成30年4月より住民向けの登録制メール配信システム、藍メールの運用を開始しております。現在の登録者数は4,720人となっております。配信するメールは、防災、イベント、募集、町からのお知らせの4つのカテゴリーに分かれており、防災情報は必須で随時配信しております。その他情報は、選択受信可能で、毎月5日と25日に定期配信を行っております。

ます。内容は、防災行政無線の放送内容や避難所の開設状況、防災訓練開催のお知らせ等、多様な防災情報をお届けすることが可能となっているほか、イベント情報や募集など行政全般情報を希望者に配信できる機能を設けています。啓発方法につきましては、昨年においては、登録案内チラシの全戸配布を行ったほか、広報あいずみに登録案内の記事を掲載し、毎号表紙に登録用アドレスと登録用QRコードを掲載しています。

また、年度当初の入園、入学の時期に、各保育所、幼稚園、小学校、中学校の保護者に向けて学校メールの登録とともに藍メールの登録を依頼しています。

今後も広く周知を図り、積極的な利用を推進してまいりたいと考えております。

次に、LINE等含めましてSNSでございますが、SNSは、藍住町の魅力を町内外へタイムリーな情報発信ができる利便性の高い方法であることは承知しております。現在は、町のホームページ上にリンクしておりますFacebookを掲載し、観光案内等発信しているところであります。今後、ホームページと連携した取組を進めてまいりたいと考えております。

また、第2期総合戦略においても、SNSや動画を用いた新たな情報発信を導入することにしておりますので、どのような手法やツールが適しているのか、活用に向けて検討してまいりたいと考えております。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 竹内君彦君。

〔竹内君彦君登壇〕

●2番議員（竹内君彦君） ありがとうございます。藍メールにつきましては、町民全体が登録していただけるように町民の皆様も登録を是非よろしく願いいたします。

続いて、広報の配布について質問いたします。広報紙の配布について、新聞折込みで配布していることは知っておりますが、新聞をとっていない住民への配布はどのように行っていますか。回答願います。

○議長（西川良夫君） 梯総務企画課長。

〔総務企画課長 梯達司君登壇〕

◎総務企画課長（梯達司君） 竹内議員さんの広報の配布方法について、御答弁させていただきます。

広報の配布は、新聞折込みにより実施しております。新聞を購読しておらず、配布を希望する方には個別に郵送しております。個別郵送は総務企画課政策推進室で

随時受け付けており、申込書の提出のほか、電話、ファクシミリ、電子メールでも受け付けています。

また、広報をPDF形式に変換し、町ホームページに掲載しており、インターネットでも閲覧可能となっております。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 竹内君彦君。

〔竹内君彦君登壇〕

●2番議員（竹内君彦君） 情報発信については、スピード感をもって、今後ともやっていただきたいと思います。

それでは、最後の質問に移ります。町内の待機児童の状況について、質問いたします。

今回、徳島市では、保育園の施設整備について大きな話題になっています。そこで、藍住町での保育園の現在の待機児童数をお伺いいたします。

現在、藍住町では、民間保育園が3施設できると聞いていますが、保育園が新たにできることにより、藍住町での保育状況はどのように変わっていくのか、分かる範囲で回答願います。

○議長（西川良夫君） 近藤福祉課長。

〔福祉課長 近藤政春君登壇〕

◎福祉課長（近藤政春君） 竹内議員さんの御質問のうち、保育園における待機児童の現状と対策について、答弁をさせていただきます。

現在、町内には、本年度認可となりました事業所内保育事業1施設を含め7か所の認可保育所があります。

本年4月1日時点では、認可保育所の入所児童数は618名であり、待機児童数は、国の算定基準においては1人ですが、特定の保育所を希望する方や求職活動を休止している方などを合わせますと14名となっております。

町におきましては、平成30年10月に保育のニーズの高まりや幼保の無償化等を見据え外部有識者を含む「就学前児童施設の在り方検討委員会」を設置いたしました。その中で、保護者へのアンケートを実施するとともに、今後の保育所等に関する様々な議論をいただき、最終的には、当委員会から年度途中の待機児童の解消等を図るための施設及び定員の確保、これまでゼロ歳から3歳児に限定していた入所児童を四、五歳児まで拡大、民間活力の積極的導入といった提言が行われております。

こうした提言等を踏まえまして、現在、本町では民間保育所3園の整備を進めており、四、五歳児の受入れを行うと同時に、待機児童の解消を図るなど安心して子育てができる環境に努めているところであります。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 竹内君彦君。

〔竹内君彦君登壇〕

●2番議員（竹内君彦君） 以上で、一般質問を終わります。

○議長（西川良夫君） 小休します。

午前10時22分小休

午前10時24分再開

○議長（西川良夫君） 会議を再開します。

次に、11番議員、林茂君の一般質問を許可いたします。

林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） マスクを外させていただきます。

議長の許可がありましたので、質問通告書に従って一般質問を行います。

理事者の方は、前向きな答弁をよろしくお願いいたします。

今、新型コロナウイルスの感染症対策、この問題が勝負の的となっています。

この問題について、町の見解等をお尋ねしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。新型コロナウイルス感染症対策の影響と支援策についてであります。

現在、日本経済は過去にない大変な状況を迎えています。それだけに個人の努力だけでは限界があります。行政として営業や暮らしを下支えをする、このような施策が今こそ必要でないかと思えます。この点でも、国からも今回対策しようとして、新型コロナウイルス感染症対策対応地方創生臨時交付金ということで、藍住町には1億1,811万2,000円、このような交付をされているわけです。これらの使い方につきましても、今まで議会の中でも理事者の方から方向が明らかになりました。今回、どのような企業、個人の暮らしがどういう状況かということでいろいろな形でマスコミに報道されています。

信用調査会社の帝国データバンクによると今年の国内企業の倒産件数は7年ぶりの高水準に達する見通しで、2013年以来の1万件を超えると予想されています。

多くの事業主は、民事再生を申請せずに廃業を選択する可能性があり、今年はこちらのケースが約2万5,000件に増加する、このようなことが報道されているわけです。

2019年は2万4,000件未満だった。新型コロナウイルスは、東日本大震災のような日本固有の危機とは違い、世界経済に影響を与えるグローバルな問題としてリーマン・ショック以上という危機感が各報道で現れているわけです。このような企業の状況、そして働く人たちの状況はどうかといいますとコロナ禍による休業者数は5月30日の日本経済新聞では「雇用契約を維持したまま給料だけが支払われている状態の人である休業者が最多の600万人、統計に見る4月の経済異変」。

総務省が4月の労働力調査では、非正規労働者数が前年同月比で97万人減少したと報じられています。この中は、特に非正規の女性労働者が多いということでございます。このような状況をこのように見ているわけです。緊急事態宣言が出た4月の労働力市場で、リーマン・ショック時には見られなかった現象だと。これは、高市早苗総務大臣が言ってます。このような危機感が表れているわけです。

このような状況の中で、いかに我々が町民の皆さんの仕事や暮らしをどう守っていくかということが、取り分け重要でないかというふうに考えています。私ども日本共産党徳島県議会は新型コロナウイルス感染症対策チームを作り、様々な活動をしてまいりました。取り分け聞き取り調査、併せて国、県の施策を多くの町民の皆さんに知っていただき活用していただく、このことを併せて重点に取り組んでまいりました。

私の周りでは、仕事の状況はどうかといいますと、材料が入らず仕事ができない。これは中国から輸入している部品関係です。それから、このような状況で先の見通しも立たないと。廃業する業者が既に出てきています。そして店舗を借りている人は、家賃の支払いに困っています。どうにかならないのかということです。ですから固定経費は収入がなければ支払えないということで、大きな問題ともなっています。

それから、パート、非正規で働いている人が、仕事がなく辞めさせられたと、こういうふうなこともお聞きをしました。本当に今聞く話は、深刻なことばかりでございます。もっと、もっと私たちが寄り添い、その人たちの暮らしを支えていく、このような力が今、必要でないかと思えます。このような状況を理事者の方はどのように見ておられるか、そのことについても、お伺いしたいと思えます。

そして、藍住町内の中小業者、個人事業主、働く人たちの暮らしや営業に対する影響についてであります。この点では計り知れないということを行いました。

そこで、町として実態調査とか、アンケート調査などを実施しているのか。そして、新型コロナウイルス感染症に伴う困りごと、このようなことに対して、役場で相談体制は設置されているのかどうか、このこともお尋ねいたします。このことが今、取り分け必要でないかというふうに考えてますので、この点、回答をよろしくお願ひします。

○議長（西川良夫君） 高木建設経済課長。

〔建設産業課長 高木律生君登壇〕

◎建設産業課長（高木律生君） ただいまの林議員さんの御質問の新型コロナウイルス感染症対策の影響と支援策について、答弁させていただきます。

新型コロナウイルス感染症に関する影響については、中小企業や個人事業主に対するアンケートは実施しておりませんが藍住町商工会や関係機関からの情報提供により状況の把握に努めております。

現在、本町が把握している状況として、売上額が減少している中小企業、小規模事業者の資金繰り支援措置として信用保証協会が一般保証とは別に融資額の100パーセントを保証する制度であるセーフティネットについて、4月以降で137件の申請があり建設業、飲食業、小売業、サービス業など業種は多岐にわたっております。

相談体制につきましては、その相談内容に応じて総務企画課危機管理室、建設産業課産業支援室、消費生活センター、藍住町社会福祉協議会、藍住町商工会において相談を受け付けてしております。特に、藍住町商工会には、4月、5月で122件の相談があり、うち100件は資金繰りや補助金、助成金、給付金に関する相談だったと聞いております。今後も適切な対応を行ってまいります。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 林茂君。

●11番議員（林茂君） 答弁を頂きました。本当に、その答弁だけをお聞きしても深刻な状況があると思います。

この点でやはり役場の機構全てですね……。

○議長（西川良夫君） 林議員、前に来てください。質問者席で。

〔林茂君登壇〕

● 11番議員（林茂君） 今、答弁を頂きましたので、再問いたします。

確かに深刻な状況をお聞きしました。この点では、しっかりと役場のそれぞれの機関をフル活用しながら連携を取り、1日も早くこのような大変な状況の方々を救済していく、この施策を是非推進していただきたい、このように要望しておきます。

それでは、続けて質問させていただきます。

自粛と補償は一体で国の支援対策について、我々要望してまいりました。

藍住町として、社会福祉協議会に協力しながら支援策を広げてほしい。暮らしに役立つ制度を多くの町民の皆さんに周知、徹底をしていただきたいと、このような思いで中身に入らせていただきます。

新型コロナウイルスの影響による休業や失業で収入が減った世帯に生活資金を支援する特例貸付けをする制度があります。各地の社会福祉協議会が窓口になっています。最近、労働金庫まで広がりましたが。全国福祉協議会では、約34万3,000件、約745億円の支給が既に決まっている。このように報道されています。

リーマン・ショックや東日本大震災で増えた2009年度から2011年度の3年間の実績を既にこの件数は超えているわけです。窓口となる各地の社協には相談が殺到しており、担当者は、目先の資金にも困っている人が想像以上に多いと報じられています。

特例貸付けというのは、一時的な生計維持のため最大20万円を一括で貸す「緊急小口資金」と、さらに足りない場合に最大月20万円、単身者は15万円を3か月間支給する「総合支援資金」があります。いずれも無利子で連帯保証人も不要です。収入が減っていれば低所得でなくても利用でき、住民税非課税世帯は返済が免除されます。学生や在住外国人も対象で、社協のほか先ほど言いました各地の労働金庫、郵送などでも受け付けています。当初は、印鑑証明や減収を証明する書類の提出を求めていたが、迅速に送金するため省略し、面談も不要とした。緊急小口は申請から1週間から2週間で振り込まれるようになりました。

私もこの制度を多くの方に紹介してまいりました。

そこで、お尋ねします。藍住町での利用状況でございます。主に休業した人や失業した人向けに生活福祉資金貸付制度の利用状況についてです。緊急小口資金の申請件数と総合支援資金の申請件数と金額、この2つについてお尋ねいたします。

なお徳島市では、生活寄り添い支援事業として緊急小口資金の貸付けを受けた世帯に1世帯3万円の給付が併せて行われている。このような制度が作られました。

藍住町もこの点で、経済支援策として3万円の給付を行うべきでないか、このように提案いたします。答弁をよろしく願いいたします。

○議長（西川良夫君） 加藤副町長。

〔副町長 加藤弘道君登壇〕

◎副町長（加藤弘道君） 林議員の御質問に対して、御答弁をさせていただきます。

低所得世帯等に対し、生活費等の必要な資金の貸付けを行う生活福祉資金につきましては、各市町村の社会福祉協議会または労働金庫が申込みを受け付け、県社会福祉協議会が審査、決定及び貸付けを行うものであります。

このうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受け休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付けを行う緊急小口資金につきましては、現在、町社会福祉協議会から県社会福祉協議会に送付した申請件数が57件、約1,000万円の貸付けと聞いております。

また、緊急小口資金の貸付けを受けても、なお、コロナの影響で生活が困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯を対象とする総合支援資金については、申請件数が7件、約400万円の貸付けと聞いております。

なお、両制度とも申請期限が、7月末から9月末まで延長されているものであります。

次に、緊急小口資金を受けた世帯への3万円の支援金の給付でございますが、新型コロナウイルス感染症に係る支援策については、国における特別定額給付金、児童手当の加算、ひとり親家庭への支援金、雇用調整助成金の拡大など全国統一の事業に加え、県においても今年度、補正予算の編成により、様々な制度が構築されているところでございます。

さらに、市町村におきましては、地方創生臨時交付金や財政調整基金等を活用した独自の様々な取組を進めているところであり、その内容は千差万別でございます。

議員は、御質問の中で徳島市が3万円の給付を実施しているというふうに述べられておりますが、その理屈からいたしますと県内23市町村の取組を全て本町でも実施しなければならないということになり、そうしたことは、到底できるものではないかと存じます。

本町におきましては、町長の所信、また全員協議会で縷々御説明申し上げたように地域の経済支援等と住民の生活支援の両面から、あいずみ活性化プレミアム商品券発行事業、あいずみ食うポン券事業、パパママ応援給付金事業をパッケージで実

施する予定であり、現時点においては、緊急小口資金貸付世帯への一律3万円の給付事業は考えておりません。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） 答弁を頂きました。藍住町での利用状況を詳しく説明していただきました。

今回、9月末まで申請期限が延びました。まだまだ大変な方たちがたくさんいますけど残念なことに藍住町のホームページ、社会福祉協議会でのホームページ、いろんな形で町民の皆さんに周知徹底をしていただく、そういうことが必要でないかと思えます。この点では、広報も活用していただく。やはりあらゆる媒体を使って町民の皆さんの暮らしに役立つ施策を広く周知をしていただくと、このように更に提案をいたします。この点だけ答弁をお願いいたします。

○議長（西川良夫君） 加藤副町長。

〔副町長 加藤弘道君登壇〕

◎副町長（加藤弘道君） 先ほどの生活福祉資金等の周知の方法でございますが、あくまで窓口は町社会福祉協議会でございますので、町社会福祉協議会において広報はなされているものと考えております。具体的にはチラシとかパンフレット等を作成して社会福祉協議会に来られる方に御案内をしているということでございますが、今後、先ほど言いましたように9月末まで延長されたということでございますので、どういった広報が考えられるか、また、検討してまいりたいと思えます。

○議長（西川良夫君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） 答弁を頂きましたので、是非、周知徹底の方法もあらゆることを検討していただいて最大限活用していただきたいと思えます。

続けて質問いたします。収入が減少した事業者に対しましては、事業を下支えするために持続化給付金制度が作られました。個人事業者には最大100万円、法人事業所には最大200万円、支給の条件が前年同月比で50パーセント以上の売上げ減という厳しい条件でございます。いわゆる50パーセント、そういうことで5月1日に申請受付が始まって、既に全国では申請件数は199万件で、このうち75パーセントの149万件に給付されたと報道がされております。持続化給付金制度は、今、国会でも大きな問題になっています。中抜きの問題とかが、問題視され

ております。非常に申請も難しいということで、申請手続も個人では、なかなかできないということで、手数料を取って、業者が代行しています。このような事業者も出ているわけです。

藍住町としてこのような事業をされている方々、事業の売上げの減少とかについて対応していただきたいと。この制度の紹介、相談、支援策等、分かりやすく相談に乗るような体制が必要でないかと思えます。この点で、答弁をお願いします。

○議長（西川良夫君） 高木建設産業課長。

〔建設産業課長 高木律生君登壇〕

◎建設産業課長（高木律生君） 林議員さんの持続化給付金の紹介や、相談、支援策の状況について、答弁させていただきます。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により収入が減少した事業者に対して給付される持続化給付金については、1か月の収入が前年同月より50パーセント以上減少した事業者が対象となりますが、この給付金に関しては、商工業者に限らず農林漁業者も対象となります。

これまでに数件の問合せがあり、要件の確認や徳島市に開設されている申請サポート会場の案内を行っております。今後も問合せ等があれば個別に対応していきたいと考えています。支援策の状況としましては、営業自粛と外出自粛により大きな影響を受けた飲食店への支援としてテイクアウトやデリバリーに新たに取り組む飲食店20店舗を紹介した食べてお店を応援したい事業によるパンフレットの全戸配布や藍メールでの周知、また、6月限定の開催とはなりますが、昼食用の弁当販売のために役場前町民広場を開放したランチ・マルシェを開催しております。

先ほども答弁いたしました補正予算に計上しております3つの事業も事業者支援として行っているものであります。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） 答弁を頂きました。是非、個別の対応も含めて1人でも多くの方々を救済していただくということを強く要望しておきます。

続きまして、国民健康保険加入者に対する支援策についてです。

厚生労働省は、事務連絡として3月、4月8日に各都道府県宛てに事務通達を出しています。それは新型コロナウイルス感染症対策の拡大に伴う政府の緊急経済対策に収入が減少した世帯への国民健康保険税の免除等を行うことが盛り込まれまし

た。

自治体が行った減免などについては、国が全額財政支援をするという中身です。この中身として、前年所得が300万円以下の世帯が3割減収になると、国保税が全額免除になります。所得400万円以下であるときは、10分の8減額されます。ただし申請が必要です。藍住町では、国保加入者に周知徹底することが重要と考えます。この周知徹底の方法等についてお伺います。

なお、資料請求をいたしました。皆さんの机の上にも既に配布されていることと思いますので、それを見ていただけたらと思います。

藍住町国民健康保険加入者の状況についての資料でございますが、藍住町の全世帯数が14,709世帯です。国保加入世帯数は4,839世帯、全世帯数の約33パーセントを占めているわけです。非常に国保の加入世帯数も多いわけです。そして、その加入されている方々の所得がどのような状況なのか、そして、国民健康保険税が本当に100パーセント払われているのかどうか、滞納はどのような状況なのか。滞納したら保険証をくれません。短期保険証、短い保険証です。それから、あまり滞納が長く続いて督促しても支払いができないと。支払ってもらえないと、こういうところは差押えしている件数、それぞれ詳しく記載をしていただきました。藍住町の国民健康保険に加入されている方々の所得階層の特徴といいますか、200万円以下の世帯数ですが、3,814世帯で全体の78.8パーセントを占めています。ですから約8割を所得200万円以下の方々が占めているということです。そして、滞納する方も多いわけですね。全体で354世帯が滞納しているわけですが、そのうち200万円以下の世帯数の滞納が292世帯で82.5パーセントと大きな割合です。

国保税を滞納しているために短期保険証の発行が184世帯で、これも全体の発行数が199世帯のうち93パーセントを占めている。

これらのことを見ますと多くの方々が所得200万円以下と。この方々、かなり全体でもこの収入減等で大きな暮らしに被害が被っているのではないかと。今回の緊急経済対策に国民健康保険での免除、減額が出されたわけです。この点を役所として多くの国民健康保険に入っている多くの方々に、このような制度があるんだと。そして、是非、申請をしてほしいということと呼び掛けるべきでないかと、このように思います。

この点について、答弁をよろしく申し上げます。

○議長（西川良夫君） 齊藤税務課長。

〔税務課長 齊藤秀樹君登壇〕

◎税務課長（齊藤秀樹君） 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯にかかる国民健康保険税の減免制度につきましては、主たる生計維持者の収入が前年から減少するなど、一定要件を満たす世帯を対象として、申請により対応いたします。

その周知につきましては、既に町ホームページ並びに昨日発行の広報あいずみ6月号に、要件や減免割合など詳細を掲載しておりますが、議員がおっしゃいますように何より特例の減免制度があることを納税義務者の皆様に直接通知することが適切と考えておりますので、7月初旬に年間の納税通知書を発送いたしますが、その中に制度がある旨及び確認を促す書面を同封することとし、今現在、準備を進めているところでございます。

さらに、御質問いただきました低所得者にかかります短期保険証の件ですけれども、これは大変数が多いわけでございますけれども、丁寧な対応をしておりますので御理解をいただきたいと思っております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） 今、7月初旬に改めて国民健康保険の加入者に周知をしていただけると、このような答弁をされました。是非、この点もしっかりと周知徹底をお願いしたいと思います。

続きまして質問いたします。会社員が加入する健康保険には傷病手当金がありますが、国民健康保険にはありませんでした。今回、国保にも傷病手当の新設が実現しました。対象は被用者だけです。個人事業主や家族専従者、フリーランスは当面支援対象になっていません。

藍住町の経済を支えている自営業者やフリーランスの方たちが、新型コロナに感染したとか感染が疑われる、このときには安心して休まるような体制なり国保の条件を作っていただくということで、この傷病手当金が私は必要だと考えています。

この点につきましては、厚生労働委員会で、日本共産党の倉林明子議員が、被用者だけでなく個人事業主などに対象を拡大するようにと質問をいたしました。厚生労働省は、支給対象の拡大も市町村の判断で可能と答弁をいたしました。

是非、藍住町でも個人事業主や家族専従者、フリーランスにも支給対象を広げて

いただきたいと思います。町長の認識と見解を伺います。

○議長（西川良夫君） 江西健康推進課長。

〔健康推進課長 江西浩昭登壇〕

◎健康推進課長（江西浩昭君） 林議員さんからお問合せの自営業者やフリーランスへの傷病手当金の支給につきまして、御答弁させていただきます。

新型コロナウイルス感染症に感染するなどした場合に、傷病手当金を支給できるよう国民健康保険条例の改正案を本議会に上程しておりますが、対象となるのは事業主に雇用されている被用者に限られています。これは、国では財政支援の対象としている特別調整交付金が、「給与等の支払いを受けている被保険者」と規定されておりますので、自営業者やフリーランス等は支給の対象に含まれておりません。

なお、自営業者やフリーランスなどに対する支援については、国の持続化給付金や新型コロナウイルス感染症特別貸付などが利用できるのではないかと考えております。また、先ほど議員が言われました家族に対する専従者については、給付の対象になっております。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） 今、答弁を頂きました。いわゆる個人事業主とかフリーランスはだめだと。家族専従者については適用されるという答弁ですけど、家族専従者、これは、白色も青色申告も関係なく専従者であれば適用されるという意味ですね。その点、お聞きをしまして、それでは続けます。

質問通告後、この中身では2つ出していました。国や県の支援策、これについては照会をしてほしい。それから町独自の支援策はあるのかということで通告書に出しましたが、この点では既に議会の中で経済支援策を説明していただいていますし、広報でも一部報道されておりますので、ここは省略させていただいて、続けて学校教育について質問させていただきます。

今、貧困と格差が大きく広がっています。

厚生労働省が2014年7月にまとめた国民生活基礎調査によりますと等価可処分所得の中央値の半分の額に当たる貧困線は、2012年122万円で、これに満たない世帯の割合を示す相対貧困率は16.1パーセント、これらの世帯で暮らす18歳未満の子供を対象にした子供の貧困率も16.3パーセントで、調査を開始した1985年の10.9パーセントから見ても今最悪の結果となっております。

これは、日本人の約6人に1人が相対的な貧困層に分類されているわけです。そして、ひとり親家庭、その多くである母子家庭に限っては54.6パーセント、過半数以上の方々が2人に1人が貧困であり極めて深刻で、児童扶養手当とか児童手当をもらっていても貧困は全然解消されていないという現状でございます。この貧困率が過去最悪を更新したのは、長引くデフレ経済下で子育て世帯の所得が減少したこと、母子世帯が増加する中で働く母親の多くが給与水準の低い非正規雇用であることも影響したと分析されています。

質問のまず1点目ですが、子供の貧困対策のプラットフォームとしての学校の役割について教育委員会としては、現在の子供の貧困状況をどのように認識し、子供の貧困対策に関する大綱をどのように受け止めているのかお伺いいたします。

○議長（西川良夫君） 青木教育長。

〔教育長 青木秀明君登壇〕

◎教育長（青木秀明君） 林議員さんの子供の貧困対策についての御質問にお答えいたします。

今、広がってきていると言われる子供の貧困対策でございますが、子供の貧困については、基本的には福祉課に情報が入りますが、学校での担任など教師の気づき、あるいは、ほかの教師からの気づきから認識されることもまれにあります。

これらにつきましては、福祉課と町教育委員会の昨年度新設した青少年相談室が連携して対応します。町教育委員会としては相談室に窓口を置いておりますスクールソーシャルワーカーとともに対策に取り組めます。

現在も貧困に起因する問題、数件について保護者との意思疎通を図りながら取り組んでいるところであります。以上、お答えいたします。

○議長（西川良夫君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） 答弁を頂きましたので、後の質問事項とも重なっていましたので、3点目は割愛させていただきます。

その次の点ですが、就学援助費の助成についての質問です。

改めて厚生労働省の調査の貧困の目安、藍住町での小学校、中学校の受給者数と支給金額、申請の締切りはどのような状況か、これは教育委員会から資料を提供いただいておりますので、簡単に説明を願います。就学援助費には、給食費が含まれています。休校で給食がなくなると家庭などで昼食を食べるため実費が発生します。

就学援助費受給家庭の財政負担を軽減するために昼食負担分を支給することを強く要望し、提案したいと思います。この件につきましては、かなり多くの自治体が昼食の負担分を補填しています。少し紹介します。

朝日新聞、5月31日の報道ですが、新型コロナウイルスの影響による長期休校の間、給食が食べられなくなった子供たちのために、約3割の自治体が、就学援助を受けている世帯への昼食代の支給を決めたと。家庭への食材配達や学校再開後の給食費を無償にする。このような動きも出ています。多くの自治体が、コロナ禍で困窮する家庭の子供をどのように支えているか、苦心をされているようでございます。

そして、就学援助の受給家庭に給食費相当分を昼食代として支給。こういうこともしているんです。市販の弁当を買う場合、200円から300円では、なかなか難しい。500円あれば何とかなると、このように考えて上乘せをした自治体も生まれています。そして、家庭に食材を送った自治体なども紹介されています。

この間、学校給食費を無償にしていく自治体も出てまいりました。

コロナ禍で収入が急減する世帯が増えていますので、前年度の所得だけではなく、直近の減収状況も見て対象者を判断すると、このように拡大の方向も位置づけられています。

身近な自治体では徳島市です。徳島市では、就学援助受給世帯に対し、臨時休校日数に応じて給食費の相当額、1食当たり小学生300円、中学生350円を支給することを決めたと、このように報道されています。

藍住町でも臨時休校期間中に給食を受けたものとみなして、給食費相当分を支給するように提案いたします。少しでも暮らしが大変な家庭を支えていく、この点を強く要望します。答弁をお願いします。

○議長（西川良夫君） 藤本教育次長。

〔教育次長 藤本伸君登壇〕

◎教育次長（藤本伸君） 林議員の御質問のうち、就学援助費の助成について、答弁をさせていただきます。

まず、厚生労働省調査の貧困の目安でございますが、お手元にお配りさせていただいております就学援助費の支給状況、資料①をごらんいただきたいと思います。

収入基準・標準世帯例でございますが、幾つか世帯構成例がございますが、令和元年度基準では、大人2人、子供2人の場合、基準所得が約255万円未満となっ

ております。

受給者数と支給金額であります。次の2枚目をごらんいただきたいと思ひます。資料②でございます。資料②の総支給金額でございます。過去3年間の数値をお示ししてありますが、令和元年度で申し上げますと、受給者が小学校で245人、中学校で159人、支給金額としては、総額で3,388万8,421円となっております。

申請については、資料①に戻っていただきたいと思ひますが、申請方法、周知の方法にお示しさせていただきますが、教育委員会の窓口で随時受付を行っております。例年、各学校に案内をし、必要な家庭を把握し、申請書等を送付させていただいております。周知についても、学校を通じ保護者に案内を行っております。なお、昨年受給対象者で、今年の申請がない場合などは、学校と照合し周知を図っているところです。

学校の休校中、就学援助費受給家庭の負担を軽減するために、昼食負担分支給についてですが、支給要件として就学援助の給食費は、給食に掛かった実費を支給対象としておりますので、学校休校中の家庭での昼食分を負担するものではございません。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） 答弁を頂きました。休校中については、給食費の負担はしないと、こういうふうな答弁でございました。ですけど全国的には、このようなコロナ禍の中でいかに行政として生活が大変な家庭を下支えしていく、その取組が先ほど紹介をいたしました、いろんな苦勞をしながら救済をしていく。こういう態度が必要でないかと特に思ひます。よく調べてみますと家庭の救済だけでなく、給食の材料の購入している、その業者にも補填をしていく。あらゆる点で災害が起こった中で個人責任でなくて行政として、どのようにしたら救済できるか、それをあらゆる手立てを考えていただきたい。その中で、そんなことする必要のあるのかということ、私はあまり生まれんのではないかと、意見は出ないと思ひます。多くの方が藍住町の教育委員会はよくやっただと恐らくそういうふうな返事が返ってくるというように確信をしています。これからいろんな災害があると思ひますけど、そういうふうな視点を持っていただきたいと思ひます。

それから、先ほども言ひましたけど、前年度の所得では基準にはならないという

ことです。これは、既にいろんな制度の中で減少がどれだけあったかということで、このことを基準にさせていただいて申請者を救済していただく、このことを重ねてお願いします。

最後になりましたが、スクールソーシャルワーカー、この問題は、先ほど少し答弁いただきましたので。長期の休校による学習の遅れと格差の拡大、心身のストレスは大きな問題です。手厚く柔軟な教育と感染症対策を進める上で、教職員を増やして対応してほしいと。これは、我々は国にも一貫して要望してまいりました。政府もようやく第2次補正予算案に盛り込みました。教員の加配でございます。非常にこれもなかなか加配といっても増えんのですね。そういうことから教育委員会としては今の定数問題等について何か意見があれば、この機会によろしくお願いします。

○議長（西川良夫君） 青木教育長。

〔教育長 青木秀明君登壇〕

◎教育長（青木秀明君） 林議員さんのコロナ感染症対策としての加配教員の問題についての御質問にお答えいたします。

町教育委員会といたしましても学校再開に際しましては、子供たちの現状把握、これを第1の課題として各学校に指示をいたしました。

政府の第2次補正予算案は、この12日に可決され、長期休業による学習の遅れや格差対策等について、その課題解決策として、人的補強などの支援がされることが決まったところです。これを受けて、県教育委員会から人的支援の内容について、基準等が今後示されるものと考えます。町教育委員会としましては、この県教育委員会からの提示を受けて検討してまいるということにしております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） 答弁をしていただきました。是非、今、大変な状況でございます。我々も一緒に力を合わせて皆さんとともに暮らしや仕事が大変なそういう町民の皆さんの少しでも役に立つ、このような立場でさらに全力で頑張っていく決意でございます。

理事者の皆さんも、是非、我々に力を貸していただくことを重ねてお願いをいたしまして私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（西川良夫君） 小休します。

午前 11 時 17 分小休

午前 11 時 22 分再開

○議長（西川良夫君） 会議を再開します。

次に、8 番議員、紙永芳夫君の一般質問を許可いたします。

紙永芳夫君。

〔紙永芳夫君登壇〕

●8 番議員（紙永芳夫君） マスクを外させていただきます。

○議長（西川良夫君） どうぞ。

●8 番議員（紙永芳夫君） 議長の許可を頂きましたので、一般質問を行います。

私は、議会改革をスローガンに掲げ町民の皆様方の声を町政に届けたいと考えております。微力ながら藍住町発展のため精一杯頑張っている所存でございますので、先輩議員、同僚議員並びに町理事者の皆様方には御指導、御協力を賜りますようお願いをいたします。

それでは、通告書により簡潔に質問を行いますので、理事者におかれましては、明確な答弁をお願いいたします。

最初に、自主防災組織について質問をいたします。徳島県では、今後 30 年以内に 70～80 パーセントの確立で発生すると言われております南海トラフ巨大地震の震災に備え、一斉避難訓練を始め様々な防災訓練を契機に自治会内で共助の意識を高め自主防災組織の結成を促進していますが、その現状について、自治会数と自主防災組織の結成数について、答弁をお願いいたします。

○議長（西川良夫君） 梯総務企画課長。

〔総務企画課長 梯達司君登壇〕

◎総務企画課長（梯達司君） 紙永議員さんの自主防災組織の現状について、御答弁させていただきます。

災害が発生した際、自分たちの地域は自分たちで守るという精神のもと地域防災の要として活動する自主防災組織は、災害の規模が大きいほど、その役割が重要となってまいります。本町においても、町民の皆さんに自主防災組織の役割を理解してもらい組織の結成促進や活動活性化を図るため平成 30 年度から専門の防災対策監を配置し、重点的に取り組んでいるところであります。

自主防災組織の現状については、令和 2 年 4 月 1 日現在で、町内で結成されてい

る組織は82組織あり組織率は71.2パーセントとなっております。昨年度は休眠組織の活性化などを中心に事業を実施したことなどから、組織率は横ばいとなっておりますが、各組織の活動状況は活発になってきているものと考えております。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 紙永芳夫君。

〔紙永芳夫君登壇〕

●8番議員（紙永芳夫君） 再問をいたします。自治会で組織された自主防災組織の組織率は71.2パーセントとの答弁でありましたが防災対策は、自助・共助・公助の3助の連携が基本であることは言うまでもありませんが、大地震が発生した場合、被害を軽減するために地域や自治会でともに協力しながら救助や救出を行う必要があると私は思っております。藍住町も都市化が進み自治会未加入の町民、またマンションの住民の方々がたくさんおいでだと思います。今後、防災訓練の参加を始め災害が起こった場合、情報提供をどのようにしていくのか、お尋ねをいたします。

○議長（西川良夫君） 梯総務企画課長。

〔総務企画課長 梯達司君登壇〕

◎総務企画課長（梯達司君） 紙永議員さんの自治会、自主防災組織に加入していない町民の皆さんについての周知方法について、御答弁させていただきます。

自治会、自主防災組織に加入していない町民の皆さんには、組織への加入を促進しつつ情報格差が生じないよう防災行政無線、防災ラジオ、町のホームページ、藍メール等で広く情報発信をしているところであります。さらに、今年度末に完成を予定している防災行政無線のデジタル化により、放送内容の電話での自動アナウンスや文字放送での配信が可能となり、情報伝達手段の多重化と利便性の向上が図られることとなります。引き続き町民の皆さんが確実に防災、災害情報を受け取れるよう様々な手段を活用した情報発信に努めてまいります。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 紙永芳夫君。

〔紙永芳夫君登壇〕

●8番議員（紙永芳夫君） 防災行政無線、防災ラジオ、藍メール等による情報提供との答弁を頂きました。自治会未加入の方々は、基本的に転入世帯並びに若い世帯だと思いますが巨大地震が起きた場合、どの避難所に行ったらいいのか、はつき

り言って知らない方々、無関心の方々が多く、今後の課題だと考えております。今までどおりの伝達手段だけでなく、若い世代には、PTA等を利用するなど再度、防災対策を含め対策を講じていただきたいと思います。

続いて、次の質問を行います。自然災害は、地震ではありません。昨年、各地で記録的な豪雨となり多数の犠牲者が出た台風19号は、河川の氾濫や堤防の決壊が相次ぎました。巨大台風による風水害に対する防災対策について、お尋ねをいたします。

新聞報道によると地球温暖化で巨大台風が発生し、日本近海の海水温が上昇すれば台風は勢力を弱めず、日本列島に上陸する可能性があるとされています。巨大台風による水害は、将来起こりえる災害であり今から対策を講じなければならないと考えます。国土交通省においても、全国の河川で防災行動計画の策定を行っており、巨大台風による風水害について検討がされ、気象庁においても水害や台風について注意報などを基に予測した発生時期から逆算し、自治会などが避難のタイミングや取るべき行動を時系列で定めるコミュニティ・タイムラインが注目されています。どのような状況、段階で住民が何を行うのか、あらかじめ把握ができていると落ち着いて行動ができ地域的には効果的と考えますがどうでしょうか。

町としては、風水害による住民避難勧告の基準を作成しているのか。また、コミュニティ・タイムラインについて、どのように考えているのか、お伺いをいたします。

○議長（西川良夫君） 梯総務企画課長。

〔総務企画課長 梯達司君登壇〕

◎総務企画課長（梯達司君） 紙永議員さんの住民避難勧告基準とコミュニティ・タイムラインの導入について、御答弁させていただきます。

頻発する台風や集中豪雨は年々その厳しさを増し、風水害への備えは、本町においても、これまで以上に重要な課題となっております。最近では、災害に対して各防災関係機関が発信する情報も的確で、きめ細かなものとなってきており、その情報を早く正確に町民の皆さんに伝え避難行動に結びつけることで、町民の皆さんの生命、財産を守ることが各自治体に求められています。避難勧告等の基準については、「藍住町避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を策定し、国や県などが定めている水害や津波災害の種類ごとに設定した基準によって、町民の皆さんに避難を呼び掛けることとしていますが、昨今の災害の大規模化、激甚化などに対応するため現実

に即した基準となるよう随時見直しを実施してまいります。

次に、コミュニティ・タイムラインについてですが、タイムラインとは、災害の発生を前提に防災関係機関や住民が連携して災害時に発生する状況をあらかじめ想定し共有した上で、いつ、誰が、何をするかに着目した防災行動計画のことで、災害を未然に防ぐためにその効果が期待されています。本町においては、平成30年に国土交通省と連携して洪水災害を対象としたタイムラインを作成し、公表しております。この防災におけるタイムラインは、災害時に行動をともにする集団、家族や自主防災組織などがございますが、その組織ごとに作成することが、より効果的とされており、今後は、議員さん御指摘の自治会や自主防災組織など地域ごとのタイムラインの作成について各地域の実情に合わせて、各地域が主体となって作成できるよう周知・啓発をしてまいりたいと考えております。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 紙永芳夫君。

〔紙永芳夫君登壇〕

●8番議員（紙永芳夫君） コミュニティ・タイムラインや住民避難勧告についての答弁を頂きましたが、どの地域がどのような段階で何を行うのか、あらかじめ把握できていると落ち着いて行動、避難ができると考えます。巨大台風や線状降水帯による被害の軽減についても対策を講じられるようお願いをいたします。

次に、水害に関連した排水対策について、質問をいたします。近年、梅雨の時期や台風シーズンが来るたびに新聞やニュースで報道される度に「今までに経験したことのない雨であった」とか「観測史上類にない記録的な集中豪雨だった」ということを耳にします。集中豪雨は、近年、確実に増加していると感じています。

私は、役場在職中の昭和50年頃に農林漁業資金による排水路整備、また、四国縦貫道建設に伴う周辺対策事業や土地改良事業等により排水路の整備がされてまいりましたが、それ以降、排水路の大きな改修はなく宅地開発が進み現在に至っております。

藍住町は、全国的にも有数の春ニンジンの産地です。ニンジン生産農家の方よりニンジンのまき付け後、大雨により種のまき直しをしたということを再三耳にしたことがあります。ニンジン生産農家が浸水被害を受けないような排水対策を講じるべきだと考えますが、農業振興を行う行政として、今後の排水対策についてお伺いをいたします。

○議長（西川良夫君） 高木建設産業課長。

〔建設産業課長 高木律生君登壇〕

◎建設産業課長（高木律生君） 紙永議員の御質問の排水対策について、答弁させていただきます。

今回、農業振興を行う行政としての排水対策について御質問がありましたが、農地からの排水、もしくは、それ以外の宅地などからの排水でありましても、ほとんどの場合、正法寺川や前川、また、千間堀などへ流入するまでの途中で合流しております。そのため、排水路の流末における排水対策を講ずることにより農地、宅地ともに改善効果を期待することができます。

近年では、農地の宅地造成に伴い農地が保有する湛水能力が低下しており、排水路へ流入する水量の増加に伴い、以前と比べて早い段階で水位が上昇することが懸念されております。

従来におきましては、排水路の整備等により自然排水を基本として改良等を検討してまいりましたが、排水路の拡幅などの抜本的な改良を余儀なくされ莫大な費用を要することや、また、流末にある正法寺川などの水位が上昇しますと自然流下による排水が困難となります。

したがいまして、これらの情勢を考慮し、排水ポンプ等による強制排水が有効な手段と判断し、排水対策を推進しているところであります。

既存の排水ポンプを含めまして、強制排水の効果を十分に検証した上で今後の排水対策を総合的に計画してまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 紙永芳夫君。

〔紙永芳夫君登壇〕

●8番議員（紙永芳夫君） 再問いたします。

排水対策については、抜本的な対策には莫大な費用を必要とし、現在、排水ポンプ等による対策を講じているとの回答でありましたが、藍住町の将来の農業を維持することからも、できることから継続的、年次的に改修をしていくことが重要だと考えます。この排水対策について、町単独事業では、財政的にも厳しいことは十分認識をいたしております。藍住町が採択できる補助事業があれば、お教えてください。

○議長（西川良夫君） 高木建設産業課長。

〔建設産業課長 高木律生君登壇〕

◎建設産業課長（高木律生君） 排水路の改修に関する補助制度について、御質問をいただきました。

農業用排水に限りますと、「徳島県耕地関係事業補助金」制度の中に「県単土地改良事業」というメニューがあり維持補修事業においては、補助率が30パーセントとされています。この制度の適用につきましては、受益面積などの条件を満たす必要がありますが、農業用排水路の改修の際には活用をしたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 紙永芳夫君。

〔紙永芳夫君登壇〕

●8番議員（紙永芳夫君） 補助事業についての答弁がありましたが、第5次藍住町総合計画の中でも農業振興が政策目標に掲げております。排水路の改修は、下流から拡幅することで効果的であると考えますので、是非、部分的な改修を計画的に施工していただきたいと思っております。

次、2番目にいってよろしいですか。

○議長（西川良夫君） どうぞ。

●8番議員（紙永芳夫君） 次に、町営住宅の現状について、御質問を申し上げます。

町営住宅の入居状況と、今後の対応、対策についてお尋ねをいたします。昭和40年代、本町では、いわゆる徳島市のベッドタウンとして急激に人口が増加しました。その時代には、住宅対策として町内に町営住宅が多く建設されました。しかし、その後において時代とともに民間によるマンション等が数多く建てられる一方で、町営住宅は老朽化が進み、入居者も年々減少する状況が見られます。そこで、現在の入居状況と今後の住宅対策について答弁を求めます。

○議長（西川良夫君） 東條生活環境課長。

〔生活環境課長 東條芳重君登壇〕

◎生活環境課長（東條芳重君） マスクを外させていただきます。よろしくお願ひします。

それでは、紙永議員さん御質問の町営住宅の入居状況と今後の対応、対策について答弁をさせていただきます。

町営住宅は、現在、町内に10か所ございます。全体の戸数は、537戸で入居戸数は291戸であります。なお、町営住宅全体の入居率については、54.2パー

セントでございます。また、過去3年間の退去戸数は、平成29年度15戸、平成30年度10戸、令和元年度21戸で、入居者は、だんだんと減少している現状でございます。現在の入居の方針につきましては、町内7か所の団地で老朽化により空き家政策を推進しており、入居募集をしておりません。今後の入居方針につきましても、各団地とも老朽化が進んでおり、維持管理にも多額の費用が掛かっておりますので、今後も空き家政策を推進し、将来的には、老朽化の状況、退去者や町営住宅の集約化等により、順次用途廃止を検討していく方針でございます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 紙永芳夫君。

〔紙永芳夫君登壇〕

●8番議員（紙永芳夫君） 次に、町営住宅の家賃徴収状況とその対策について、お尋ねいたします。

住宅使用料については、一般的に考えても使っているものに対して支払うのは当然だと思います。長年、町営住宅に住んでいる方の中には、多額の金額を長期間にわたり滞納している方がいると思います。本当に生活に困っている人でも納めている方もいると思います。やはり公平さを保つためには、悪質滞納者に対し、それなりの対応が必要だと思います。滞納者について、既に十分な現状調査をして把握をしていると思いますが、督促状の送付を始め戸別訪問による納付相談等を実施し、納付誓約書を交わし収納に向けての努力をしていることと思います。そこで、滞納者への家賃徴収への具体的な対策について御答弁を求めます。

○議長（西川良夫君） 東條生活環境課長。

〔生活環境課長 東條芳重君登壇〕

◎生活環境課長（東條芳重君） 紙永議員さん御質問の町営住宅の家賃徴収状況とその対策について、答弁をさせていただきます。

まず、過去3年間の滞納状況を御報告させていただきますと過年度滞納額については、平成29年度が8,457万5,226円、平成30年度が8,137万7,633円、令和元年度が7,966万2,325円、また、過年度収入済額については、平成29年度が198万5,800円、平成30年度が542万9,047円、令和元年度が621万4,570円となっております。

次に、現年度徴収率については、平成29年度が、82.53パーセント、平成30年度が、89.72パーセント、令和元年度が、95.67パーセントとなっ

ております。このことから、平成30年度から家賃徴収を強化したことにより徐々に効果が出ていると考えております。

現在の家賃徴収についての徴収率向上に向けた対策といたしまして、滞納整理の基本方針を立て、まず、滞納者についての十分な現況調査、収入状況等の把握をいたします。その後、滞納者に対して督促状、催告書の送付、滞納者への電話や戸別訪問による納付指導、呼び出し等による納付相談を実施して、納付計画に基づいて、納付を求めています。また、再三の催告等に対しても誠意のない悪質滞納者に対しては、町職員で組織した町営住宅訴訟判定会議に諮り、訴訟対象者を決定し、弁護士と協議をしながら、現在、明渡し請求や明渡し訴訟を実施しております。このような方針のもと、一昨年度から大幅に現年度徴収率が上がり、滞納者、滞納額が減少して徴収率の向上につながっているものと考えております。今後も、継続して滞納整理に努めてまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 紙永芳夫君。

〔紙永芳夫君登壇〕

●8番議員（紙永芳夫君） 再問をさせていただきます。

平成31年3月の定例会の資料報告や、先ほどの答弁の中で再三の催告等に対して誠意のない悪質滞納者に対しては、弁護士とも協議しながら明渡し請求や明渡し訴訟を実施しているとのことですが、対象者は何名で、退去者は何名であったか、お尋ねをいたします。

○議長（西川良夫君） 東條生活環境課長。

〔生活環境課長 東條芳重君登壇〕

◎生活環境課長（東條芳重君） それでは、紙永議員さんの再問について、答弁をさせていただきます。

対象者は何名で、退去者は何名あったのかにつきましては、平成30年度から、13名の悪質滞納者へ、弁護士から、明渡し請求を行いました。

この13名のうち退去者は7名おり、6名が自主退去、1名が訴訟による明渡しの強制執行となっております。

残りの6名については、1名は訴訟による係争中、残り5名については、弁護士から明渡し請求を行っており、入居者と明渡しについて協議中となっております。

この明渡し請求中の5名については、今後、入居者が明渡しに応じない場合は、訴訟を提起し、それでも従わない場合には、明渡しの強制執行を行うことといたし

ております。今後も誠意のない悪質滞納者には、訴訟を視野に入れた方針で厳しく対応してまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 紙永芳夫君。

〔紙永芳夫君登壇〕

●8番議員（紙永芳夫君） 私も在職中に担当をいたしました。悪質滞納者に対し徴収率向上に努めたつもりですが、なかなか根気のいることで大変な苦労もあると思います。先ほど申し上げましたとおり、真面目に納めている方がほとんどです。滞納者に対しては、今後も継続して納付を求め滞納整理に務めていただきたく思います。

最後に、町営住宅の維持管理の現状について、お尋ねいたします。町営住宅は、先ほどから申し上げておりますように、昭和40年代に建設されたものが多く、それぞれの団地についても、老朽化が進んでおり、修繕費についても、毎年多額の費用が掛かっていると思います。過去3年間の修繕費についてお尋ねいたします。また、その修繕について現場を十分に確認して、町負担、個人負担があると思いますが、どのような対応をしていますか、御答弁を求めます。

○議長（西川良夫君） 東條生活環境課長。

〔生活環境課長 東條芳重君登壇〕

◎生活環境課長（東條芳重君） それでは、紙永議員さん御質問の町営住宅の維持管理の現状について、答弁をさせていただきます。

町営住宅の過去3年間の修繕費は、平成29年度が、約2,700万円、平成30年度が、約4,000万円、令和元年度が、約3,600万円と老朽化が進んでいる中、修繕費には、年々多額の費用が必要となって、大きな課題となっています。

修繕については、入居者からの要望により担当職員が町負担の修繕対象となるものかを現地で十分に確認して判断をし、修繕を実施していますが、消耗品的な軽微な修繕については、入居者の個人負担で修繕をお願いしているのが現状です。軽微な修繕の例を挙げますと、水道蛇口のパッキン交換や畳の表替え、網戸の張替え等があります。

老朽化により、壊れたものは取り換えをし、まだ使えるものは、修繕をし、現場の状況に応じた対応をして、少しでも経費の削減につながるよう努めているところであります。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 紙永芳夫君。

〔紙永芳夫君登壇〕

● 8 番議員（紙永芳夫君） 以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（西川良夫君） 休憩します。

午前 11 時 56 分小休

午後 1 時再開

○議長（西川良夫君） 会議を再開いたします。

次に、10 番議員、小川幸英君の一般質問を許可いたします。

小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

● 10 番議員（小川幸英君） 議長の許可がありましたので一般質問を行います。理事者におかれましては明確な答弁をお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症による死者が 13 日、世界全体で 42 万人を超えた。また感染者も世界全体で 750 万人を超えたと言われております。日本においても感染者 1 万 7,403 人、死者が 924 人となっております。ピークが過ぎたとはいえ 5 月 8 日から 6 月 12 日までに北海道では 125 人、東京都で 313 人、神奈川県で 108 人、福岡県で 111 人と感染者が出ております。東京においては 14 日 47 名、15 日 48 名、2 日間で 100 名近くの感染者が出ており、第 2 波、第 3 波が心配されています。その中で本町の新型コロナウイルス感染症に対する緊急対策について伺います。朝の林議員の質問にあった新型コロナ対策として町内の中小企業者、個人事業者や失業した人、収入が減った人に対しての答弁がありました。私は新型コロナに対して、行政の立場でどう捉えてその対応をどう考えているか伺います。

町内に感染者が出た場合、その治療をどのような手順でどこの病院で行われるかお聞きします。

○議長（西川良夫君） 梯総務企画課長。

〔総務企画課長 梯達司君登壇〕

◎総務企画課長（梯達司君） 小川議員さん御質問の町内に感染者が出た場合、その治療は、どのような手順でどこの病院で行われるかという御質問に御答弁させていただきます。新型コロナウイルスの感染者が発生した場合、その治療は、県の指定する医療機関で行われることとなっております。また、治療方法や感染者の入院先等については、原則、非公開となっているため、承知しておりません。以上、御

答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 答弁によりますと、県のほうがしているということで、藍住町では分からないということでありました。

次に、何日間か微熱が続いた等、コロナウイルス感染症の疑いで役場に相談はあったのか。また相談があった時の対策はどのようにするのか伺います。

○議長（西川良夫君） 梯総務企画課長。

〔総務企画課長 梯達司君登壇〕

◎総務企画課長（梯達司君） 小川議員さんの御質問で御答弁させていただきます。

まず、これまでに町のほうに相談があったのかということですが、2月以降数件、こちらのほうに連絡がございました。それで、新型コロナウイルス感染症に係る相談、検査、医療対応は、保健所や衛生検査所を有する県の所管事項となっており、役場に相談があった場合は、県の一般相談窓口及び帰国者・接触者相談センターを紹介しております。この対応につきましては、県内全ての市町村において同様となっております。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 相談が数件あったということではありますが、この相談者の中で陽性者は多分出てないと思います。徳島は増えてないので、この答えがあると思います。その中で、新型コロナウイルス感染症の疑いが持たれる方々の待機施設の確保はできているか伺います。

○議長（西川良夫君） 梯総務企画課長。

〔総務企画課長 梯達司君登壇〕

◎総務企画課長（梯達司君） 御質問の新型コロナウイルス感染症の疑いがもたれる方々の待機施設の確保はということですが、先ほども申し上げましたように、新型コロナウイルス感染症に係る医療対応は、県が所管しているため、感染者に係る町独自の待機施設等は確保しておりません。このことは、県内全ての市町村においても同様であります。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） これも県の管轄ということで、藍住町は、待機施設は確保できていないということですね。

次に移ります。コロナ対策の情報発信はどのようにしているのか伺います。

○議長（西川良夫君） 梯総務企画課長。

〔総務企画課長 梯達司君登壇〕

◎総務企画課長（梯達司君） 情報発信はどのようにしているのかということで、御答弁させていただきます。

新型コロナウイルス感染症に係る町有施設、町主催の行事、イベントの取り扱い等、多種多様な情報は、緊急性があるものについては、その都度、ホームページや藍メールなどで発信しています。

また、常時、町のホームページに各種情報を掲載し、住民の皆さんがすぐに見ることができるようトップページ上の一番見やすい場所に表示するなどの工夫をし、情報発信を行っております。さらに、広報あいずみや庁舎内でのチラシの掲示、配布などタイムリーな情報発信ができるように様々な媒体を用いて実施しているところであります。なお、PCR検査の状況、感染者数及び感染者の行動履歴等は県の所管事項であり、本町において情報発信を行うものではありません。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 検査等は県の管轄ということでありました。先ほどからずっと聞いておられますと、ほとんど県の管轄と、コロナ対策がということですが、町として県とどのようなつながりを持って今後していくのか、その点をお伺いします。

○議長（西川良夫君） 加藤副町長。

〔副町長 加藤弘道君登壇〕

◎副町長（加藤弘道君） 新型コロナウイルスに関して、県とどのような連携・関係をもっていくのかという御質問でございますが、先ほどから総務企画課長が答弁させていただいていますように、検査それから医療、それから感染者が出た場合の情報っていうのは全て一元的に県のほうが所管するものでございます。例えば、藍住町内で発生したということでありましたら、2月にもございましたけど、県のほうから情報提供いただいて、行動履歴等は特に藍住町だけということでございます。

んけど全体的に行動履歴等を県のほうが公表いたしますので、それに基づいて町のほうも対策を講じていくということでございます。そのほかにも県それから国のほうからも様々なコロナに関する情報がございますが、そうしたものは適宜町としても関係施設それから町民の皆さんへも情報発信するというようなことで取組を進めているところでございます。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 徳島では今のところ感染者はあまり出ていませんが、今後18日から東京便のバスが運行したり、大阪とか非常につながりのある地域との交流が深まると思えますが、第2波、第3波に備えて、本町ではコロナ対策委員会等、受入れ態勢はできているのか伺います。

○議長（西川良夫君） 加藤副町長。

◎副町長（加藤弘道君） ただいまの小川議員の質問の趣旨、内容を確認したいので反問の行使の許可をお願いいたします。

○議長（西川良夫君） はい。趣旨確認の許可をします。時間を止めてください。
加藤副町長。

〔事務局、時計を停止〕

◎副町長（加藤弘道君） ただいまの小川議員の質問の中で、受入れ体制という言葉が出たと思いますが、これは具体的に何の受入れ体制を指しているのか、そのへんをお教えいただきたいというふうに思います。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

●10番議員（小川幸英君） 受入れ体制というのは、先ほど副町長のほうから県と協調してということがありました。だけど、本町に、もし感染者が出た場合、どのような取組をしていくかということです。

○議長（西川良夫君） 今の答弁でよろしいですか。

◎副町長（加藤弘道君） 受入れ体制というのは、感染者の受入れという意味でございませうか。

〔小川議員うなずく〕

○議長（西川良夫君） 加藤副町長、もう確認よろしいですか。

◎副町長（加藤弘道君） はい、答弁のほうに移ります。

○議長（西川良夫君） はい。では、時間を再開してください。

〔事務局、時計を再始動〕

〔副町長 加藤弘道君登壇〕

◎副町長（加藤弘道君） ただいま、小川議員さんから感染者の受入れということで御質問をいただきましたが、先ほどから総務企画課長が御答弁をしておりますように、感染者を受入れすることは、町のほうにおいてははないということで、あくまでも、県のほうが医療に関することを所管しますので、県のほうで受入れを確保するという事になるかと思えます。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 徳島県で初めて町内で感染者が出たのが新聞で大きく報道されました。この風評被害への対処はどのようにしているか伺います。

○議長（西川良夫君） 梯総務企画課長。

〔総務企画課長 梯達司君登壇〕

◎総務企画課長（梯達司君） 県下で初めて町内で感染者が出た風評被害の対応ということで、御答弁をさせていただきます。

全国的にも問題となった感染者やその家族、医療従事者等への誹謗中傷などについて、本町では、3月から町のホームページや藍メールなどを通じて、正しい情報に基づき行動するように伝えてきました。また、SNS等で誹謗中傷や心ない書き込みを、行わないよう、また、そうした書き込みに惑わされたり、拡散させたりせず、冷静な対応を取るよう、町長自らが緊急メッセージとして、強く訴えたところでもあります。引き続き、町民の皆様に、人権意識を持って行動してもらえよう、周知、啓発を実施してまいりたいと考えております。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 今月号の町広報あいずみにも新型コロナウイルス感染症を防ぐ中で、「守れ人権、許すな差別」ということで大きく取り上げていますが、全国のいろいろな差別、状況も紹介されております。徳島県でも市内の病院で県外から来られた方が陽性になり、新聞で大きく報道され風評被害がたくさんあったと。病院はもとより、その関係者の方にも風評被害があったと聞きますが、第2波、第3波のときに、もし町民がかかった場合に、どのような対策を考えているの

か伺います。

○議長（西川良夫君） 梯総務企画課長。

〔総務企画課長 梯達司君登壇〕

◎総務企画課長（梯達司君） 再問にお答えさせていただきます。先ほども申し上げましたように、SNSで誹謗中傷や心ない書き込みを行わないよう、また、拡散させたりしないような啓発について今後も引き続き行ってまいりたいと考えています。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 次に、介護施設を始めとする福祉施設への対策について伺います。

福祉施設に対する支援の状況、また町が管轄するデイサービス等の施設は何箇所ありますか。伺います。

○議長（西川良夫君） 江西健康推進課長。

〔健康推進課長 江西浩昭君登壇〕

◎健康推進課長（江西浩昭君） 小川議員さんの福祉施設に対する支援の状況につきまして御答弁させていただきます。

福祉施設に対する支援の状況については、4月16日に町内の地域密着型サービス事業所15か所へ、施設で働く職員を対象に町が備蓄していた不織布マスクを2,250枚配布いたしました。また、県と連携し、各施設における衛生用品の在庫状況の調査を基に、手指消毒用エタノールの不足が見込まれる7施設に対し、優先的に県より配布を行いました。先ほど、御質問の地域密着型サービスの通所介護事業所は5か所、あと入所系の施設が4か所、グループホーム系が8か所ございます。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 答弁によりますと、4月16日に15か所にマスク2,250枚を送ったと。やはり、4月時点では多分マスクがなくて非常に施設の職員さんも困っていた時期と思います。やっぱり、このようにタイムリーに町として取り組んでいたのは非常に良かったのではないかと思います。このような小規模福祉施設への行政からの情報提供はできているのか伺います。

○議長（西川良夫君） 江西健康推進課長。

〔健康推進課長 江西浩昭君登壇〕

◎健康推進課長（江西浩昭君） 小川議員さんの小規模福祉施設への行政からの情報提供はできているのかについて、御答弁させていただきます。

新型コロナウイルス感染症対策や拡大防止のための留意点など、国のホームページに記載されているほか、県や関係団体を経由して情報が提供されるとともに、町におきましても随時提供を行なっております。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 徳島県では実質はコロナ感染者が出ておりませんが、全国各地で病院とか介護施設のクラスターが問題となっておりますが、感染拡大を防止するために介護サービスを断られた高齢者の把握、対策はしているか伺います。

○議長（西川良夫君） 江西健康推進課長。

〔健康推進課長 江西浩昭君登壇〕

◎健康推進課長（江西浩昭君） 小川議員さんの感染症拡大を防止するために介護サービスを断られた高齢者の把握、対策につきまして、御答弁させていただきます。町が把握している範囲では、感染拡大地域から帰省した家族がいるデイサービス利用者の方で2週間のデイサービス利用を控えられた事例が1件ございました。なお、利用を断られた場合でも、介護サービスが必要な方については、ケアプランの変更により自宅で訪問介護サービス等が受けられるよう国の方針が示されております。

以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 1人、自主で休んだということがありましたが、他はおおむねなかったようでございます。

次に、安心して介護サービスが提供される環境づくりはどのようにしているか伺います。

○議長（西川良夫君） 江西健康推進課長。

〔健康推進課長 江西浩昭君登壇〕

◎健康推進課長（江西浩昭君） 小川議員さんの安心して介護サービスが提供される環境づくりにつきまして、御答弁させていただきます。

各施設、事業所においては、利用者の生命を第1に考え職員の健康管理や訪問時間の短縮、換気の徹底、マスクと手袋の着用、手洗いと消毒の実施等、様々な感染症の予防、感染拡大防止対策を講じつつ、今後もサービスを継続していかねばならないと考えています。また、国・県・町においては、状況に応じた情報提供を、適宜行っていく必要があると考えております。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 次に、感染者発生リスクを視野に入れた介護事業者間の実効的な町との連携体制はできているか伺います。

○議長（西川良夫君） 江西健康推進課長。

〔健康推進課長 江西浩昭君登壇〕

◎健康推進課長（江西浩昭君） 小川議員さんの感染症発生リスクを視野に入れた介護事業者間の実効的な連携体制について、御答弁させていただきます。

新型コロナウイルスの感染が疑われたり、体調不良等により利用ができなくなったデイサービス利用者等については、介護サービスを計画する居宅介護支援事業所に情報提供がなされ必要に応じて訪問介護等のサービスが利用できるよう検討することとしております。また、居宅サービス事業所と他の事業所、市町村や県、保健所等と連携して必要となる代替サービスの確保や調整等が行えるよう実施してまいりたいと思います。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 次に、サービス提供側の不安を和らげていく土壌をどのように作っていくか、その対策について伺います。

○議長（西川良夫君） 江西健康推進課長。

〔健康推進課長 江西浩昭君登壇〕

◎健康推進課長（江西浩昭君） 小川議員さんのサービス提供側の不安を和らげていく土壌をどのように作っていくかについて、御答弁させていただきます。新型コロナウイルス感染症の発生による影響を最小限にする必要があるため、感染が発生した場合でも、保健所の指示に従い、感染防止対策を徹底して、サービスを継続することが重要です。そのため、国においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、介護サービスを提供する人員が一時的に不足した場合やサービス提供時間に

変更があった場合の基準を緩和するなど柔軟に対応することとしております。また、感染による職員の不足や事業を継続するために必要な費用等に対して、助成が受けられる「介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業」の創設を国が行っています。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 次に、いきいきサロンなどの町独自の介護サービス事業の現状と今後の対策はどのようにしているか伺います。

○議長（西川良夫君） 江西健康推進課長。

〔健康推進課長 江西浩昭君登壇〕

◎健康推進課長（江西浩昭君） 小川議員さんのいきいきサロンなどの町独自の介護サービス事業の現状と対策について、御答弁させていただきます。

本町では、いきいきサロン、いきいき百歳体操、ゆめわくわく歩イント事業、すい水エクササイズ教室など、介護予防に係る事業にこれまで取り組んできたところですが、新型コロナウイルス感染拡大を受け全てを中止させていただきました。

5月25日に全国で発令されておりました緊急事態宣言が全面解除されたことから、できるだけ間隔を空ける、手指消毒の徹底、定期的な換気などの感染防止対策をとった上で、順次再開する方向で調整しております。なお、ゆめわくわく歩イント事業は、現在、ゆめタウンが売り場により、時間を短縮した営業を行なっていることから、通常営業に戻り次第、ゆめタウンと協議の上、再開したいと考えております。また、すい水エクササイズ教室は、9月の教室から再開に向け検討を進めておりますが、利用申込者に基礎疾患のある方が多数おられる場合には、再開を延期することもございます。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 答弁によりますと、町独自の事業、いきいきサロンやいきいき百歳体操など、ほとんど現状は、やっていないというふうなことでありましたが、40日から50日あまり、高齢者の方は、ほとんど体を動かしてない方、家でおって外へも出てないというような方がたくさんおいでだと思います。1日でも早くこのような町独自の介護サービスを行なっていただきたいとお願いしておきます。

次に、認知症の現状と対策について伺いますが、この40日間ぐらい休んでいる間に、認知症というのは増えておりますか。数が分かりましたら答弁願います。

○議長（西川良夫君） 江西健康推進課長。

〔健康推進課長 江西浩昭君登壇〕

◎健康推進課長（江西浩昭君） 小川議員さんの認知症の現状と対策について御答弁させていただきます。

65歳以上の高齢者人口は、3月末現在8,644人で要介護認定における主治医意見書に認知症が疑われる旨の記載がある方が988人おられます。いずれも年々増加傾向にありますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、認知症が増加したという因果関係については、現時点では明らかになってはおりません。なお、適度な運動が認知症の進行を遅らせることが期待できることから、藍住町では、自宅でもできる「いきいき百歳体操筋力づくり編」をエーアイテレビで放映しております。緊急事態宣言は解除となりましたが、感染拡大予防に配慮しつつ介護予防及び認知症予防に取り組んでまいりたいと思います。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 次に、災害発生時における避難生活の在り方について伺います。

新型コロナウイルス感染症対策により3密状態を退けなければならない中、避難所設置の在り方を早急に検討すべきと思うがどのように考えているか伺います。

○議長（西川良夫君） 梯総務企画課長。

〔総務企画課長 梯達司君登壇〕

◎総務企画課長（梯達司君） 小川議員さんの避難所設置の在り方をどのように考えているのかについて御答弁させていただきます。

感染症が拡大する恐れがある状況下で、仮に風水害や地震等の大規模災害が発生し避難所を設置する場合、これまで以上に避難所の運営について、注意と対策が必要となっていきます。

避難所内での感染症対策に万全を期するためには、十分なスペースの確保、発熱、咳等の症状が出た者のための専用のスペースの確保、指定避難所以外の避難所の確保など様々な方策が求められているところであります。

しかしながら、指定避難所での収容人数は、想定避難者数ぎりぎりの状態であり、加えて現時点では、基準を満たす新たな避難所の指定も困難な状況にあります。そのためまずは、避難所内の衛生環境を確保するために、消毒液やマスク、換気用の送風機などの資機材の充実や、避難者、避難所運営スタッフに、手洗い、咳エチケット等の基本的な感染対策を徹底してもらうなど、避難所が感染症のクラスターとならない対策を実施してまいります。また、学校の空き教室の利用や世帯ごとに間仕切りを使用するなど避難所内のレイアウトの工夫、更には住民の皆様は避難所以外に安全な場所にいる親戚や友人宅への避難を検討してもらうなど避難所内で3密状態を防ぐ対応を鋭意検討しているところであります。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 今、避難所について説明がありましたが、台風とかなの場合は、今まででも人数的に少ないことが予想されておりますが、もし、地震が起きた場合に、たくさんの方が避難されると思います。今の避難所の想定される人数では少ないと思われませんが。上板町では幼稚園とかを避難所に加えたというようなことも新聞で報道されておりますが、そういう予定はありますか。

○議長（西川良夫君） 梯総務企画課長。

〔総務企画課長 梯達司君登壇〕

◎総務企画課長（梯達司君） 再問に御答弁をさせていただきます。

現在のところ、避難所の指定の拡充については困難と考えておりますので、御了承いただきたいと思っております。御答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 現在は、考えていないというような答弁がありました。やはり大きな災害を想定した場合、必ず必要と思っております。やはり増やすことを視野に検討をしていただきたいと思っております。

次に、備蓄のマスクをどのように活用したか伺います。

○議長（西川良夫君） 梯総務企画課長。

〔総務企画課長 梯達司君登壇〕

◎総務企画課長（梯達司君） 小川議員さんの備蓄のマスクをどのように活用した

かということですが、本町では、これまで避難所内でのインフルエンザ等の感染防止のため不織布マスクを3万5,000枚備蓄しておりました。新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、マスクの入手が困難になってきた状況や政府の布マスクの配布が遅れたことを受け4月に障害者施設や介護施設、保育園などの職員の方に対して一定数のマスクを配布しております。また、多くの住民の方と接する介護認定調査員や確定申告受付対応等の町職員に対してマスクを配布しております。さらに、民間企業から寄附をいただいたことから児童館、消防団及び西クリンステーション職員などへもマスクの配布を実施し、感染拡大防止を徹底しました。また、備蓄ではありませんが町独自に布マスクを調達し、全ての幼稚園児及び妊婦の方に複数枚配布するとともに、75歳以上の高齢者に藍染めのマスクを配布することとしております。現在では、マスクも流通するようになってきましたが、飛沫防止や第2波の備えに必要不可欠な物であり、今後とも適切な備蓄に努めてまいりたいと考えております。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） マスク3万5,000枚を備蓄していたということですが、各市町村では10万枚くらいを備蓄しているところがたくさんあります。やはり、今回のようにマスク不足ということをかえりみると、どこへ行っても手に入らないというような状況ですので、災害が起きた場合に10万枚くらいいのでないかと思われませんが、その備蓄を増やすような考えはありますか。

○議長（西川良夫君） 梯総務企画課長。

〔総務企画課長 梯達司君登壇〕

◎総務企画課長（梯達司君） 備蓄マスクの備蓄数を増やしてはということですが、現在備蓄で7万枚程度備蓄をしておるような状況となっておりますが、今後もさらに備蓄枚数とかを検討の上、枚数を増やすような方向で検討しております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 今後の避難訓練をどのようにしていくか伺います。

○議長（西川良夫君） 梯総務企画課長。

〔総務企画課長 梯達司君登壇〕

◎総務企画課長(梯達司君) 今後の避難訓練をどのようにするのかということで、御答弁させていただきます。

町が主催する防災訓練等は、災害時に自らの命は自らが守るという住民の皆さんの自助・共助の意識を醸成するために継続的な実施が必要と考え毎年実施しております。なお、6月に開催予定でありました一斉避難訓練につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け中止とさせていただきました。なお、総合防災訓練については、例年どおり10月に実施する予定としておりますが、今後の感染症拡大の状況や国、県、他市町村の動向を注視しながら開催の可否、内容について検討してまいります。また、開催時には、感染症対策に万全を期する必要があるため会場内で3密を発生させないような対策を実施し、参加者及び関係者には、新しい生活様式の実践を徹底してもらうなど細心の注意を払い安心・安全な防災訓練を実施してまいりたいと考えております。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長(西川良夫君) 小川幸英君。

[小川幸英君登壇]

●10番議員(小川幸英君) 次に、学校での取組について伺います。

鳴門市は市内の小中学校の生徒にタブレット端末を1人1台、2020年度内に配備するとのことで、教室での学習を効率化するとともに在宅でも教員と双方でやり取りしながら授業が設けられる環境整備を進めるとのことですが、本町での小中学校における活用と学びへの取組はどうなっているか伺います。

○議長(西川良夫君) 藤本教育次長。

[教育次長 藤本伸君登壇]

◎教育次長(藤本伸君) 小川議員の御質問のうち、小中学校におけるタブレット活用と学びへの取組について答弁をさせていただきます。

各小中学校の校内通信ネットワーク工事設計及び工事について、令和2年第1回定例会において議決をいただきましたが、GIGAスクール構想における児童生徒1人1台端末に対応するために、現在、工事設計委託業務を発注しており中学校2校については今月末、小学校4校につきましては来月末に完了予定となっております。

なお、校内通信ネットワーク環境施設整備工事を早期に発注し、各小中学校の校内通信ネットワークを年度内に完成する予定としております。

次に、1人1台端末(タブレット)の導入であります。今議会の一般会計補正

予算にも計上しておりますように、今年度中の発注を予定しております。また、ソフトウェアとして学びの教材等購入についても教職員と協議しながら進めてまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） タブレット端末は、今年度中に発注というようなことでありますが、これ、いつから使えるようになるか、また、この授業で効果はどのように考えているか伺います。

○議長（西川良夫君） 青木教育長。

〔教育長 青木秀明君登壇〕

◎教育長（青木秀明君） いつからというような、ただいまの質問でございます。

実際に、導入されて使えるようになるのは来年度になってからだというふうに考えております。それから、効果であります。通常の授業の中でもいろいろなソフトを使いながらの新しい授業を今研究もしております。それから、今後、教職員研修の中でも、これを有効に利用できるような新しい学習方法について研究してまいりたいと考えております。以上、答弁いたします。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 教育長のほうから来年度から実施と活用方法は検討していくということでありました。

次に、3月から5月まで40日以上休校となりました。休校明けの児童生徒の様子はどうなっているか。

○議長（西川良夫君） 青木教育長。

〔教育長 青木秀明君登壇〕

◎教育長（青木秀明君） ただいまの休校明けの児童・生徒の様子についての御質問にお答えします。休校明けに最も重視しましたのは各学校の取組の中で、子供たちの様子を十分に把握し、例年の4月当初のように様々な配慮をすることでありました。

家庭ごとに異なる過ごし方をしてきた子供たちでありますので、規範に沿った学習や活動ができるのか、安全の意識は以前のように持っているのか、新しい教師や仲間に対応できるのかなど、注意を要することが多い再開でありました。特に初め

て学校生活を送る小学校1年生には十分な配慮をするように指示をいたしました。

子供たちは、特に小学校では学校に来られることを喜ぶ様子も多々見られ、今のところ各校とも思いの外スムーズに学校生活がスタートできているとの報告を受けております。以上、答弁といたします。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 40日間以上休校になりまして、家庭での虐待やまた学校でのいじめの現状と不登校の現状や対策はどうなっているか伺います。

○議長（西川良夫君） 青木教育長。

〔教育長 青木秀明君登壇〕

◎教育長（青木秀明君） 不登校や虐待の状況についての御質問にお答えします。

不登校に関しては、昨年度まで不登校状態にあった約20名の児童・生徒のうち今現在、三、四名が学校へ復帰し登校しております。適応指導教室へは約10名がほぼ毎日出席をしております。

虐待については、基本的に福祉課が対応しておりますけれども、青少年相談室もスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとともに対応しております。

長期休業が原因となった新しい虐待の例は、今のところ確認できておりません。現在は、家庭的な事情で就学に支障が出ている例は2件ほどあり、青少年相談室が福祉課と連携をしながら支援をしております。以上、答弁といたします。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 文部科学省は新型コロナウイルス拡大によって5月末までに休校した場合、授業日数は例年に比べ45日程度不足するとの試算をしているが、本町においては、何日程度不足しているのか。また、授業不足をどのように解消していくか伺います。

○議長（西川良夫君） 青木教育長。

〔教育長 青木秀明君登壇〕

◎教育長（青木秀明君） 授業不足対策ということについての御質問にお答えをいたします。

各学校の授業日数不足の数字につきましては、アンケートをとって集計をしておりますが各校とも少し違いがありまして、今すぐここで御提示することはできません。

んが、この遅れの回復につきましては、各学校とも夏季休業の短縮や学校行事の中止や縮小、教育課程の見直しなどの対策を講ずることとしております。全体として本年度中の回復を目指しており、おおむね達成できる見通しですが、万一積み残しがあった場合は、次年度にきちんと引き継ぐとしております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 次に、中学3年生の高校受験に向けたフォローはどのようにしていくか伺います。

○議長（西川良夫君） 青木教育長。

〔教育長 青木秀明君登壇〕

◎教育長（青木秀明君） 中学3年生の問題について、お答えいたします。

中学3年生につきましては、基本的に新規の学習内容が非常に少ないこともあり、今年度の学習内容については問題なく学習できる見通しであります。

さらに、受験対策の時間をとることが重要となりますが、両中学校とも夏休み短縮や行事の精選に加え毎週特設時間を設けて対応することとしております。

なお、文部科学省より受験の出題範囲に配慮するよう県教育委員会に通知が出发しており、それらの情報に留意しながら受験対策を進めることが肝要であることを共通理解しております。以上です。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 次に、夏休み期間短縮による効果と課題はどうなっているか伺います。

○議長（西川良夫君） 青木教育長。

〔教育長 青木秀明君登壇〕

◎教育長（青木秀明君） 小川議員さんの夏休みの短縮の効果という御質問にお答えをいたします。

長期休業の措置をとった今年度、授業時数確保という意味で夏休みの短縮は不可欠であると考えます。6週間近くある夏休みが約2週間に短縮されることで、平日16日ほどの授業日が生み出されます。

今年度は、近年、学校での熱中症対策が問題となっていることに加え、熱中症対

策をコロナ感染対策と並行して行うことが求められることが課題となっております。様々な対応を検討しています。以上です。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 夏休みは短縮され体育館を使用する機会が多くなると思われませんが、夏の体育館使用について、県立高校と支援学校は移動式の冷房スポットクーラーを配備するとのことですが、本町の小中学校での体育館を使用する場合、その対策はどのようにするのか伺います。

○議長（西川良夫君） 藤本教育次長。

〔教育次長 藤本伸君登壇〕

◎教育次長（藤本伸君） 小川議員の御質問のうち夏の体育館使用について、答弁をさせていただきます。

夏場の体育館の室温は高く、上部からの有効な換気装置がないことにより熱がこもる原因となっております。そのため利用開始前や利用状況に応じて適宜窓を開けて換気を行い、熱がこもらないように対策を講じているところでございますが、なかなか十分な効果が得られない状況です。

今年3月には、防災対策に伴う配備品として大型循環送風機を購入し、各小中学校に2基配備し活用していただくよう対策をしております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 最後に、熱中症予防対策について伺います。

先ほど、教育長のほうからも熱中症に対する対策をしているというようなことがありました。特に今年の場合は、ほとんどの子供がマスクをして登校しておりますが、やはり登下校でも暑くて熱中症になるような可能性が高いと思われませんが、マスク使用と熱中症予防のバランスはどう考えているか伺います。

○議長（西川良夫君） 青木教育長。

〔教育長 青木秀明君登壇〕

◎教育長（青木秀明君） 熱中症とマスクということの御質問でした。マスクの使用につきましては、体育館の授業や体育館のみならず体育の授業や、それから十分な間隔を空けられる活動では、マスクを外すことが適切であるというような旨の衛

生管理マニュアルも出ております。それを基準にして、臨機応変に対応してまいりたいと思います。以上です。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） いまだかつて初めてと思われます。学校の夏休み期間が短縮され、子供たちが通学するということは初めてだと思ひますが、やはり子供たちの体を優先にして教育問題を取り組んでいただきたいと思ひます。

これで、私の質問を終わります。

○議長（西川良夫君） 小休します。

午後2時1分小休

午後2時7分再開

○議長（西川良夫君） 会議を再開します。

次に、3番議員、米本義博君の一般質問を許可します。

米本義博君。

〔米本義博君登壇〕

●3番議員（米本義博君） ただいま議長に許可を頂きましたので、通告書に沿って一般質問を行います。

質問事項1に上げさせていただいておりますコロナウイルス対策について、3つの質問をさせていただきます。

質問1、町独自の経済対策について、質問させていただきます。

先の臨時会では、コロナウイルス関連は、国からの10万円定額給付金に関する議案だけでありました。

他の市町村では独自の様々な対策が新聞やテレビで報道されるようになり、本町においても、独自の対策が必要であると考えておりましたところ、今回の補正予算では、新型コロナウイルス感染症対策が幅広く計上されており、特に経済対策の面では、プレミアム付き商品券や飲食店で使えるクーポン券、定額給付金の基準日以降に生まれた新生児を対象にした商品券の支給など、幅広い層への事業となっており、その点については評価いたしたいと思ひます。

しかし、他の市町村では、現金給付や水道料金の無料化を行うところもあり、本町においては景気刺激策に特化しているように見受けられますが、その理由やお考えについてお聞きかせください。

○議長（西川良夫君） 高橋町長。

〔町長 高橋英夫君登壇〕

◎町長（高橋英夫君） 米本議員さんから御質問いただきました町独自の経済対策について、答弁をさせていただきます。

新型コロナウイルスの影響による売上げの減少、所得の減少等で厳しい状況におかれている事業者や生活者がおられることは、私も十分に承知しているところであります。国においては、10万円の特別定額給付金、児童手当の1万円加算、ひとり親家庭への5万円の支給などの給付に加え、フリーランスを含めた事業所向けの200万円、または100万円の持続化給付金、雇用調整助成金の拡充と手続き簡素化、家賃補助など、様々な支援策を打ち出しております。その上で、本町独自の支援策はどうあるべきかを考えた際に、やっぱり冷え込んだ町内の消費を喚起し、景気浮揚に結びつけること。さらには、所得が減少した方を含めた住民の生活支援につながるという両面に資する対策が必要であるとの思いに至ったのであります。もちろん、一律現金給付も効果的な支援策の1つではありますが、町外での消費に使われる可能性があることや、貯蓄に回る可能性も否定できないという側面もあります。そのため、先ほど申し上げましたように、限られた財源の中で町内の経済対策を住民の皆さんの生活支援の両面に結びつくプレミアム付きの商品券事業が効果的であると判断いたしました。さらには、子育て世帯への一層の支援、コロナの影響が大きい町内飲食店の応援といった点にも意をもち、あいずみ活性化プレミアム商品券発行事業、藍住クーポン事業、パパママ応援給付事業をパッケージで実施するものであります。

なお、去る12日には、国の2次補正予算が成立したところであり、様々な状況を勘案し、幅広い選択肢の中から次なる対策も検討してまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 米本義博君。

〔米本義博君登壇〕

●3番議員（米本義博君） すみません、マスク失礼します。

ただいま町長から御答弁を頂きました。商品券事業やクーポン券事業の発想は大変良いと思います。できるだけ地元業者に還元できるよう作業を進めていてもらいたいと思います。また、国の2次補正予算も成立いたしましたので、是非、次の追加対策も検討してもらいたいと思います。

それでは、次の質問へ移ります。

質問2で、第2波への備えと避難所におけるコロナウイルス対策について、質問させていただきますが、先に質問されました小川議員の質問で避難所でのコロナ対策については同様の質問がありましたので、その部分についての答弁は結構でございます。

今回の新型コロナウイルスが、社会、経済に及ぼすダメージは非常に大きく、リーマン・ショックを遥かに超えると想定されており、回復に向けて、官民ともに総力を挙げて取り組んでいく必要があると思います。

一方で、100年前のスペイン風邪の例を見ると、第2波、第3波と3年にわたり流行を繰り返したとの記録があり、冷え込んだ経済を回復させることや、子供たちの学業の遅れを取り戻すこと、にぎわいや活力を復活させることなど、元の水準に戻していく努力をする一方で、第2波、第3波への備えが必要であると考えますが、この点は、どのように取組をしていくのか。

また、万が一、南海トラフ地震のような大地震や風水害が起こった場合、避難所の密集がクラスターを発生させる懸念が指摘されており、どのように対策していくのかをお聞かせください。

○議長（西川良夫君） 梯総務企画課長。

〔総務企画課長 梯達司君登壇〕

◎総務企画課長（梯達司君） 米本議員さんの第2波への備えと避難所におけるコロナ対策についてということで、御答弁をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症については、全国に発令されていた緊急事態宣言が解除され新規感染者数も少なくなっている状況ではありますが、一部でクラスターが発生するなど引き続き予断を許さない状況にあります。また、議員さん御指摘のとおり、第2波が懸念されているところであります。今後の感染症の拡大防止に対しては、治療薬及びワクチンの開発が最有力手段であり、国においては、各国と連携し、開発のスピードを速めるための支援策を講じていただきたいと思います。

また、国民1人1人に対しては、新しい生活様式の実践が求められており、身体的距離の確保、マスクの着用、手洗いの励行や、密集、密接、密閉のいわゆる3密を避けるための行動など、感染拡大防止対策と日常生活とを両立していかなければなりません。

本町の取組としては、庁舎等に飛沫感染防止用のスクリーン設置や感染症対応の

BCP策定を行ったところであります。さらには、執務室の過密状態を緩和するため庁舎4階を改修し、地域包括支援センター等に移転させる予定であります。

一方、第2波に対応できるよう必要量のマスク、消毒液、フェイスシールド、防護服などの確保や、幼稚園、妊産婦への布マスク配布に加え、今月中には75歳以上の方へ藍染マスクを配布したいと考えております。

今後とも、国、県と連携し、懸念される第2波をできるだけ押さえ込むことができるよう町民の皆様とともに気を緩めることなく、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 米本義博君。

〔米本義博君登壇〕

●3番議員（米本義博君） ありがとうございます。南海トラフ地震だけでなく、近年の大雨や台風被害は大規模化しております。その上に、この度の新型コロナウイルスで心配は尽きないと思いますが、これは全国的な課題でもありますので、全国のいろいろな自治体の対策も参考にしながら藍住町に適した対策を進めてもらいたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。3つ目の質問で、夏休み短縮に伴い通常は児童の健康面を考え夏休みになっている期間を一部授業に充てることになっているが、子供たちの熱中症対策とコロナ対策について、質問させていただきます。

ただ、この質問も、先の小川議員が質問されている部分と似ている部分がありますので、御答弁の内容が同じような内容であれば、省略していただいて結構でございます。

今年の夏は、厳しい暑さが予測されており、気温の高い日が続くこれから、熱中症の予防と同時に、コロナウイルス感染症への対策も行う必要があります。厚生労働省と環境省は、感染症と熱中症に対策するための行動の周知を呼び掛けており、コロナ対策ではマスクの着用が重要とされている反面、マスクを着用しておりますと熱中症になりやすいとの見解も出されております。

熱中症対策としては、各学校へのエアコンの導入は完了しておりますが、コロナ対策としては、換気とマスクの着用が重要であり対策として相反すると思える、この2つの問題にどのように取り組んでいくのかをお聞かせください。

○議長（西川良夫君） 青木教育長。

〔教育長 青木秀明君登壇〕

◎教育長（青木秀明君） 米本議員さんからの夏季の授業実施に関する御質問にお答えをいたします。

近年、学校での熱中症対策が問題となっております。今年度は、特に夏休みを約2週間に短縮する措置をとっておりますので、この間の熱中症対策をコロナ対策と並行して行うことが求められ、これが課題となっております。

通常の授業におきましては、エアコンを使用しますが、コロナ感染対策として換気も必要になります。換気は、文部科学省の衛生管理マニュアルでは30分に1度、数分間、また、エアコンメーカーの情報では1時間に10分程度必要であるとされております。このような情報を基に冷房と換気に配慮し、子供たちの体調に十分注意しながら授業を進めることとしています。

マスクの使用につきましては、先ほど申し上げましたとおり危険のない状況の中では、極力はずして活動するというのを学校現場と共通理解してまいりたいというふうに思います。

その他、適当な箇所へのミストの設置や、熱中症の緊急対応としての経口補水液の備蓄等につきまして検討しております。政府の2次補正予算に学校へのコロナ対策予算が含まれる見通しであり、さらなる設備等の配備も検討したいと考えております。以上、答弁といたします。

○議長（西川良夫君） 米本義博君。

〔米本義博君登壇〕

●3番議員（米本義博君） 一時、世間を騒がせていた9月入学の話は先送りとなりましたが、それでも子供たちにとっては、コロナによる長期の休みや、夏休みの大幅な短縮、これまでに経験のないことです。

教員の方々の負担も大きいと思いますが、熱中症対策、感染症予防に加え子供たちへの細やかなフォローもお願いいたしたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。質問事項2に上げさせていただいております放課後児童クラブについて、2つ質問をさせていただきます。質問1といたしまして、放課後児童クラブにおけるコロナ対策について、どのように取り組んでいるのか質問させていただきます。

新型コロナウイルス感染症対策で、3月から5月半ばまで学校が休業となりましたが、当然、仕事を休めない保護者が大勢いることから、保育園や放課後児童クラブは通常どおり受入れを行っていました。特に放課後児童クラブは、小学校が休業

になったことから、春休みや夏休みと同じように、朝早くから開館する状況が2か月半続いたこととなります。職員の方々の負担増大に対する支援や、もともと利用児童が多く密集している状況からすれば、感染症対策は大きな課題でもあります。

町としては、どのように対応していたのかをお聞かせください。

○議長（西川良夫君） 近藤福祉課長。

〔福祉課長 近藤政春君登壇〕

◎福祉課長（近藤政春君） 米本議員さんの放課後児童クラブにおけるコロナ対策について、答弁をさせていただきます。

全国的な感染拡大の懸念から、2月末に県教育委員会から学校等の休業要請があり、本町でも3月2日から5月17日まで小中学校の休業を決定いたしました。

一方、放課後児童クラブについては、「保護者が働いており、家に1人いることのできない年齢の子供が利用するものであるため、感染予防に最大限配慮した上で、原則、開所していただきたい」旨の通知が国より発出されており、町といたしましても、これを踏まえ小学校の臨時休業中は、長期休業と同様に朝から通常開所を行ってきました。感染予防対策といたしましては、手洗い、うがいの徹底や体調不良の場合は利用しないことを保護者に周知するとともに、非接触型の体温計を導入し、毎日、全員の検温を実施しております。さらに、自習時間は、できるだけ児童の間隔を取るよう配慮するとともに空気清浄機の設置や、定期的な換気を行っております。

また、職員の負担軽減としましては、児童館の自由来館を中止し、児童館の職員を放課後児童クラブに配置するとともに小中学校の特別支援教育支援員6名を派遣するなどの対策を行ってきました。

加えて、一定期間連続して放課後児童クラブを利用しない場合は、利用料の免除などの対応を図りました。5月25日からは、小学校の給食も再開され、放課後児童クラブも平日と同じ対応となりましたが、マスクの着用と体調不良の場合は、利用を控えることを周知するとともに、再開した自由来館においては、年齢ごとに利用時間を定めるなど引き続き委託先の社会福祉協議会と連携し、感染予防及び職員の負担軽減に配慮した運営を行ってまいりたいと思います。以上、答弁といたします。

○議長（西川良夫君） 米本義博君。

〔米本義博君登壇〕

● 3 番議員（米本義博君） 引き続き質問いたします。

質問 2、放課後児童クラブの駐車場確保について、質問させていただきます。

放課後児童クラブには車で迎えに行く保護者が多いと思いますが、迎えに行く時間帯が集中するため、駐車場が狭いとか、交通混雑が起こるといった話をよく耳にします。児童館が建設されたのちに、周辺の住宅開発が進んだという状況もあるかもしれませんが、混雑すれば児童も危険ですし、周辺の方の通行にも支障が出ると思いますが、町としての取組をお聞かせください。

○議長（西川良夫君） 近藤福祉課長。

〔福祉課長 近藤政春君登壇〕

◎福祉課長（近藤政春君） 米本議員さんの放課後児童クラブの駐車場確保対策について、答弁をさせていただきます。

放課後児童クラブの 4 月 1 日時点の登録児童数は、平成 26 年度は 391 人でありましたが、保護者のニーズに応え高学年の利用も認めたことなどから、年々希望者が増加し、令和 2 年度は、664 人となっております。町としましても従前は、6 クラブの実施していたものを 13 クラブまで拡大し、それに伴う指導員の増員を行ってきました。更には、西部放課後児童クラブの施設新設、勝瑞及び奥野児童館の増設を行うなどできる限りの対応を図ってきたところです。

御質問の駐車場の確保や混雑解消については、比較的駐車場に余裕のある富吉児童館は別にして他の児童館は、周辺に住宅が密集するなど物理的に混雑を緩和することが難しい面もありますが、可能なところから対策を講じております。

例えば、実質駐車場がなかった住吉児童館については、近隣の土地を借り上げ、平成 31 年度に約 20 台の駐車スペースを確保しました。さらに、駐車場が 5 台の勝瑞児童館については、隣接する東幼稚園の保護者駐車場を放課後児童クラブでも利用できるようにし、幼稚園の敷地内を歩いて児童館に行き来することにより児童の安全確保と混雑解消を図ってまいります。

今後とも、保護者の意見を聞きながら、利便性の向上が図られるよう努めてまいります。以上、答弁いたします。

○議長（西川良夫君） 米本義博君。

〔米本義博君登壇〕

● 3 番議員（米本義博君） 放課後児童クラブを利用する児童が、大変な勢いで増加していることに少し驚きましたが、子育てや教育に関することは、若い世代が増

えている藍住町には重要であり、町民の関心も高いです。子育て世代のニーズに応えていけるような取組を、今後も進めていってもらいたいと思います。

私で、今議会の一般質問も終わりですが、私を含め新型コロナウイルス関連の質問が多かったと思います。町長も提案理由説明で「ウイルスという目に見えない敵との闘いは当面続く」と言われていましたが、現在の状況を一言で表すなら、不安という言葉になります。是非、不安から安心に切り替わる未来に明るさが見えるような施策を理事者の皆様をお願いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（西川良夫君） 以上で、通告のありました5名の一般質問は終わりましたので、これをもちまして一般質問を終了いたします。

お諮りいたします。議案調査のため6月17日から6月18日までの2日間を休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西川良夫君） 異議なしと認めます。したがって、6月17日から6月18日までの2日間を休会とすることに決定しました。なお、次回本会議は、6月19日午前10時、本議場において再開いたしますので、御出席をお願いいたします。

本日は、これをもって散会といたします。

午後2時30分散会

令和2年第2回藍住町議会定例会会議録（第3日）

令和2年6月19日藍住町議会定例会は、藍住町議会議事堂において再開された。

1 出席議員

1 番議員	前田 晃良	9 番議員	鳥海 典昭
2 番議員	竹内 君彦	10 番議員	小川 幸英
3 番議員	米本 義博	11 番議員	林 茂
4 番議員	永浜 浩幸	12 番議員	奥村 晴明
5 番議員	宮本 影子	13 番議員	佐野 慶一
6 番議員	森 伸二	14 番議員	森 志郎
7 番議員	近藤 祐司	15 番議員	平石 賢治
8 番議員	紙永 芳夫	16 番議員	西川 良夫

2 欠席議員

なし

3 議会事務局出席者

議会事務局長 谷渕 弘子 主幹 山瀬 佳美

4 地方自治法第121条の規定に基づく説明者

町長	高橋 英夫
副町長	奥田 浩志
副町長	加藤 弘道
教育長	青木 秀明
教育次長	藤本 伸
会計管理者	大塚 浩三
総務企画課長	梯 達司
福祉課長	近藤 政春
税務課長	齊藤 秀樹
健康推進課長	江西 浩昭
社会教育課長	近藤 孝公
住民課長	賀治 達也
生活環境課長	東條 芳重
建設産業課長	高木 律生
上下水道課長	佐野 正洋

5 議事日程

(1) 議事日程 (第3号)

- | | | |
|-----|-------|---|
| 第1 | 議第37号 | 令和2年度藍住町一般会計補正予算について |
| 第2 | 議第38号 | 令和2年度藍住町特別会計(国民健康保険事業)補正
予算について |
| 第3 | 議第39号 | 藍住町税条例の一部改正について |
| 第4 | 議第40号 | 藍住町手数料徴収条例の一部改正について |
| 第5 | 議第41号 | 藍住町町民体育館の設置及び管理に関する条例の一
部改正について |
| 第6 | 議第42号 | 藍住町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基
準を定める条例の一部改正について |
| 第7 | 議第43号 | 藍住町後期高齢者医療に関する条例の一部改正につ
いて |
| 第8 | 議第44号 | 藍住町国民健康保険条例の一部改正について |
| 第9 | 議第45号 | 藍住町介護保険条例の一部改正について |
| 第10 | 議第46号 | 農業委員会委員の選任の同意について |
| 第11 | 議第47号 | 農業委員会委員の選任の同意について |
| 第12 | 議第48号 | 農業委員会委員の選任の同意について |
| 第13 | 議第49号 | 農業委員会委員の選任の同意について |
| 第14 | 議第50号 | 農業委員会委員の選任の同意について |
| 第15 | 議第51号 | 農業委員会委員の選任の同意について |
| 第16 | 議第52号 | 農業委員会委員の選任の同意について |
| 第17 | 議第53号 | 農業委員会委員の選任の同意について |
| 第18 | 議第54号 | 農業委員会委員の選任の同意について |
| 第19 | 議第55号 | 農業委員会委員の選任の同意について |
| 第20 | 議第56号 | 農業委員会委員の選任の同意について |
| 第21 | 議第57号 | 農業委員会委員の選任の同意について |
| 第22 | 議第58号 | 農業委員会委員の選任の同意について |
| 第23 | 議第59号 | 農業委員会委員の選任の同意について |
| 第24 | 議第60号 | 圧縮式塵芥車の購入契約の締結について |

- 第 2 5 請願第 1 号 徳島県に主要農作物種子条例制定を求める請願書
- 第 2 6 請願第 2 号 「1年単位の変形労働時間制」の導入に反対する請願
- 第 2 7 議会運営委員会及び各委員会における所管事務等に関する閉会中の継続調査申出書について

(2) 議事日程 (第 3 号の追加 1)

- 第 1 発議第 1 1 号 主要作物種子条例制定を求める意見書

令和2年藍住町議会第2回定例会会議録

6月19日

午前10時3分開議

○議長（西川良夫君） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

○議長（西川良夫君） 日程に入る先立ちまして、諸般の報告を行います。監査委員から毎月実施した例月出納検査の結果について、議長宛て報告書が提出されておりますので、報告しておきます。

○議長（西川良夫君） これから、本日の日程に入ります。
本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

○議長（西川良夫君） 日程第1、議第37号「令和2年度藍住町一般会計補正予算について」から、日程第9、議第45号「藍住町介護保険条例の一部改正について」の9議案を一括議題といたします。

これより、上程全議案に対する総体質疑を許可いたします。

質疑のある方は、御発議をお願いいたします。

質疑はありませんか

〔質疑なし〕

○議長（西川良夫君） ないようですので、質疑を終わります。

○議長（西川良夫君） これから、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（西川良夫君） 討論なしと認めます。

○議長（西川良夫君） これから、議第37号「令和2年度藍住町一般会計補正予算について」から、議第45号「藍住町介護保険条例の一部改正について」の9件を一括して採決します。

お諮りします。議第37号「令和2年度藍住町一般会計補正予算について」から、

議第45号「藍住町介護保険条例の一部改正について」は、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西川良夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議第37号「令和2年度藍住町一般会計補正予算について」から、議第45号「藍住町介護保険条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

○議長（西川良夫君） 日程第10、議第46号から日程第23、議第59号「農業委員会委員の選任の同意について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

〔町長 高橋英夫君登壇〕

◎町長（高橋英夫君） ただいま、議長から提案理由の説明を求められましたので、議第46号から議第59号の藍住町農業委員会委員の選任の同意について、提案理由の説明を申し上げます。

藍住町農業委員会委員の選任については、7月に改選される農業委員の選任について、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。今回、議会の同意をお願いする農業委員の氏名を申し上げます。

議第46号につきましては、住所・藍住町奥野字猪熊54番地、氏名・篠原正明、生年月日・昭和31年1月27日、選任年月日は、令和2年7月20日であります。議第47号につきましては、住所・藍住町奥野字乾209番地1、氏名・木内元芳、生年月日・昭和24年7月21日、選任年月日は、令和2年7月20日であります。議第48号につきましては、住所・藍住町東中富字西傍示14番地7、犬伏貞治、生年月日・昭和32年3月31日、選任年月日は、令和2年7月20日であります。議第49号につきましては、住所・藍住町東中富字慶長46番地5、氏名・佐野健志、生年月日・昭和62年6月8日、選任年月日は、令和2年7月20日であります。議第50号につきましては、住所・藍住町徳命字小塚48番地4、氏名・黒上晴美、生年月日・昭和25年2月18日、選任年月日は、令和2年7月20日であります。議第51号につきましては、住所・藍住町徳命字新居須185番地、氏名・坂野好宏、生年月日・昭和31年9月11日、選任年月日は、令和2年7月20

日であります。議第52号につきましては、住所・藍住町富吉字穂実70番地2、氏名・小原周治、生年月日・昭和29年8月21日、選任年月日は、令和2年7月20日であります。議第53号につきましては、住所・藍住町勝瑞字東勝地316番地1、氏名・國北昌男、生年月日・昭和42年10月31日、選任年月日は、令和2年7月20日であります。議第54号につきましては、住所・藍住町勝瑞字西勝地49番地、四宮美佳、生年月日・昭和44年1月17日、選任年月日は、令和2年7月20日であります。議第55号につきましては、住所・藍住町住吉字乾42番地1、小野鶴代、生年月日・昭和31年2月19日、選任年月日は、令和2年7月20日であります。議第56号につきましては、住所・藍住町住吉字江端16番地、氏名・藤井隆夫、生年月日・昭和32年9月8日、選任年月日は、令和2年7月20日であります。議第57号につきましては、住所・藍住町住吉字神蔵147番地3、147番地5、氏名・藤井義憲、生年月日・昭和43年12月25日、選任年月日は、令和2年7月20日であります。議第58号につきましては、住所・藍住町矢上字安任83番地4、氏名・友兼仁、生年月日・昭和30年12月26日、選任年月日は、令和2年7月20日であります。議第59号につきましては、住所・藍住町乙瀬字中田156番地7、氏名・安崎三代子、生年月日・昭和38年8月6日、選任年月日は、令和2年7月20日であります。以上、よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西川良夫君） 議第46号から議第59号につきましては、ただいま町長から説明がありましたように、本案は人事に関する案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに原案のとおり議決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。お諮りいたします。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西川良夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議第46号から議第59号「農業委員会委員の選任の同意について」は、住所・藍住町奥野字猪熊54番地、氏名・篠原正明氏、生年月日・昭和31年1月27日、住所・藍住町奥野字乾209番地1、氏名・木内元芳氏、生年月日・昭和24年7月21日、住所・藍住町東中富字西傍示14番地7、氏名・犬伏貞治氏、生年月日・昭和32年3月31日、住所・藍住町東中富字慶長46番地5、氏名・佐野健志氏、生年月日・昭和62年6月8日、住所・藍住町徳命字小塚48番地4、氏名・黒上晴美氏、生年月日・25年2月18日、住所・藍住町徳命字新居

須185番地、氏名・坂野好宏氏、生年月日・昭和31年9月11日、住所・藍住町富吉字穂実70番地2、氏名・小原周治氏、生年月日・昭和29年8月21日、住所・藍住町勝瑞字東勝地316番地1、氏名・國北昌男氏、生年月日・昭和42年10月31日、住所・藍住町勝瑞字西勝地49番地、氏名・四宮美佳氏、生年月日・昭和44年1月17日、住所・藍住町住吉字乾42番地1、氏名・小野鶴代氏、生年月日・昭和31年2月19日、住所・藍住町住吉字江端16番地、氏名・藤井隆夫氏、生年月日・昭和32年9月8日、住所・藍住町住吉字神蔵147番地3、147番地5、氏名・藤井義憲氏、生年月日・昭和43年12月25日、住所・藍住町矢上字安任83番地4、氏名・友兼仁氏、生年月日・昭和30年12月26日、住所・藍住町乙瀬字中田156番地7、氏名・安崎三代子氏、生年月日・昭和38年8月6日を選任同意することに決定いたしました。なお、選任年月日は、令和2年7月20日であります。

○議長（西川良夫君） 日程第24、議第60号「圧縮式塵芥車の購入契約の締結について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

〔町長、高橋英夫君登壇〕

◎町長（高橋英夫君） ただいま、議長から提案理由の説明を求められましたので、議第60号「圧縮式塵芥車の購入契約の締結について」説明申し上げます。

議第60号については、6月15日に入札を行い、落札者が決定いたしましたので、物品購入契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものです。内容を申し上げます。1. 契約の目的、圧縮式塵芥車購入。2. 契約方法、指名競争入札による契約。3. 契約の金額、789万8,000円。うち取引に係る消費税及び地方消費税額71万8,000円。4. 契約の相手方、住所・徳島市中吉野町2丁目13番地、いすゞ自動車中国四国株式会社四国支社徳島支店、代表者・支店長、山上嘉弘。5. 納期、藍住町議会の議決のあった日の翌日から令和3年3月19日まででございます。

以上、よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西川良夫君） これより、担当理事者から補足説明を求めます。

この間、議事の都合により、小休いたします。なお、議案の補足説明につきましては、要点を分かりやすく説明してください。

東條生活環境課長。

午前10時16分小休

〔小休中に、東條生活環境課長、補足説明をする〕

午前10時18分再開

○議長（西川良夫君） 小休前に引き続き、会議を再開いたします。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（西川良夫君） 質疑なしと認めます。

○議長（西川良夫君） これから、討論を行います。

討論は、ありませんか。

〔討論なし〕

○議長（西川良夫君） 討論なしと認めます。

○議長（西川良夫君） これから、議第60号「圧縮式塵芥車の購入契約の締結について」を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西川良夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議第60号「圧縮式塵芥車の購入契約の締結について」は、原案のとおり可決されました。

○議長（西川良夫君） 次に、日程第25、請願第1号「徳島県に主要農作物種子条例制定を求める請願書」、日程第26、請願第2号「「1年単位の変形労働時間制」の導入に反対する請願」を議題とします。

なお、本日までに受理をしております請願は、開会日、一般質問日にお配りした、

請願文書表のとおりであります。

事務局長に、請願文書表を朗読させます。

谷渕議会事務局長。

◎議会事務局長（谷渕弘子君）（請願文書表を朗読）

○議長（西川良夫君） 請願第1号の紹介議員であります米本義博君から、請願の説明を求めます。

米本義博君。こちらの方に来てください。

〔米本議員登壇〕

●3番議員（米本義博君） 議長から請願に対する説明を求められましたので、読み上げまして説明にかえさせていただきます。

請願要旨、主要農作物種子法（以下種子法）は、戦後の食糧難を乗り越えるべく、稲・麦・大豆の主要作物について、優良な種子の生産と普及を都道府県に義務付け、食糧を確保する目的で1952年に制定されました。制定された種子法に基づき国が予算措置を行い、都道府県はそれぞれの気候風土に合った、多様性に富んだ優良な種子の開発や安定供給に努め、日本の食糧を支えてきました。

しかし、2017年11月突如政府は種子法の廃止を宣言し、十分な議論もないまま、2018年3月をもって種子法は廃止されてしまいました。

一方、2017年8月に施行された「農業競争力強化支援法」では公的な資金を用いて都道府県が開発した品種や育種技術といった知見を民間企業に積極的に提供するように求めており、開発された新品種に特許がかけられれば種子価格が高騰する可能性があり、また知見が海外に流出し、外資系の民間企業が市場を席卷する危険性もあります。

種子法廃止後、徳島県は新たな「要綱」を制定し「要綱で大丈夫」と述べ、条例化を推めていません。公的な種子生産という重要な役割を維持するためには、条例制定を実現して、主要作物の公的な種子生産を守る必要があります。

昨今の異常気象による大規模な風水害、コロナウイルスによる世界的な被害と混乱の中で、食糧の確保という人類にとって欠くことのできない農業の重要性が根底から問われています。今こそ農業を守り、食を守り、生命を守るために種子条例を制定すべきです。

種子条例制定は全国で15道県が制定、施行、8県が来年までに制定を予定しています。全国の半数以上の道県が条例制定していく中、徳島県も早急に条例制定を

実現すべきです。請願事項、1. 主要農作物種子法の下で行われていた種子の生産を県が責任を持って行い、多様性に富んだ優良な種子の安定供給を図り、もって主要農作物等の品質の確保及び安定的な生産に寄与する条例を制定して下さい。2. 主要農作物等の種子の生産は公的な財政措置に基づき、継続されるよう条例に明記して下さい。3. 公的な種子生産の存続と優良で安全な種子の確保のために原種・原原種の生産と保存、ほ場指定、ほ場審査、生産物審査、種子計画の策定を県が責任をもって行う条例を制定して下さい。4. 気候変動を始め災害の多発の中で、種子の多様性こそが、環境の激変を乗り越える鍵となり、多様性に富んだ種子の保存が不可欠となりつつあり、県は「阿波の伝統作物」及び将来に向けて種子生産を継続する必要がある在来品種について種子の安定確保のための採種技術の指導を行うとともに、遺伝資源としての種子の維持、保存に対する支援を行う条例を制定して下さい。5. 県は、「食の安全・安心」条例において県民の健康と安心して暮らせる生活を県民に提供すべく、努力されてきました。農作物やその起源となる種子に関して遺伝子組み換え作物が混入、交雑することのないよう項目が入っております。遺伝子組み換えやゲノム編集という遺伝子操作は未知の分野でその安全性も確立されていないこともあり、安全、安心が確立されていない技術を用いて種子や農作物の生産を行わないことを条例に含めて下さい。

以上、意見書（案）を添え、徳島県知事、県議会議長に意見書を提出して下さいますようにお願いします。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（西川良夫君） 次に、請願第2号の紹介議員であります、林茂君からの、請願の説明を求めます。

林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） 議長から請願に対する説明を求められましたので、読み上げまして説明にかえさせていただきます。

請願の趣旨、厚生労働省「過労死等防止対策白書」（2018年）によれば、教員の1日の学校内総勤務時間の平均は11時間17分（所定の労働時間は7時間45分です。）になっています。これに教材研究等の持ち帰り仕事を加われば、約12時間、つまり1日の半分は仕事をしていることとなります。これに対し政府・文部科学省は、昨年12月に国会で成立した「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与

等に関する特別措置法」の一部改正で対応しようとしています。この改正は、都道府県の条例によって公立学校に「1年単位の変形労働時間制」の導入を可能にするものです。文部科学省は、繁忙期の勤務時間を延長し、夏休みでの休日のまとめ取りを奨励しています。しかし、多くの教員が多忙のために年休を活用できずに残しているのが実情です。この制度で、8時間労働の原則がこわされて学期中の労働時間が今まで以上に増え、無事に夏休みにたどり着くことができるかが問題になり、過労死の危険性が高まります。

変形労働時間制を導入する前提条件は、時間外労働の上限が「月45時間以内、年360時間以内」です。文部科学省の「教育勤務実態調査」（2016年）によれば、小学校で約82パーセント、中学校で約89パーセントの教員が、この上限を超えて働いています。制度導入の前提条件さえ整っていません。

変形労働時間制は、時間外勤務を少なく見せ、その実態を覆い隠すことにはなりますが、教員の日々の業務や勤務時間を何ら縮減するものではありません。緊急で重要な課題である長時間過密労働の解消に逆行する制度だと言えます。

教育現場では、「子供と過ごす時間を十分にとれない」「明日の授業準備さえままならない」等の悲痛な声であふれています。教職員定数の抜本的改善によって人を増やし、1人当たりの業務量を縮減して、教員がしっかりと子供に向きあい、教育活動に専念できる日々を保障することこそ、今、求められていることです。

以上、教員の健康と命を守り、ゆきとどいた教育を進める立場から、下記のことをお願いいたします。

記、1. 貴町立学校において、「1年単位の変形労働時間制」を導入しないこと。

議員各位の皆さんの御賛同よろしくをお願いをいたします。

○議長（西川良夫君） お諮りします。請願第1号、請願第2号については、会議規則第92条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西川良夫君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第1号、請願第2号については、会議規則第92条第2項の規定により、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

○議長（西川良夫君） これから、請願第1号「徳島県に主要農作物種子条例制定

を求める請願書」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（西川良夫君） 「討論なし」と認めます。

○議長（西川良夫君） これから、請願第1号「徳島県に主要農作物種子条例制定を求める請願書」を採決します。

この採決は、起立によって行います。

請願第1号「徳島県に主要農作物種子条例制定を求める請願書」を採択することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（西川良夫君） はい、ありがとうございました。

起立多数により、請願第1号「徳島県に主要農作物種子条例制定を求める請願書」は、採択することに決定しました。

○議長（西川良夫君） 次に、請願第2号「「1年単位の変形労働時間制」の導入に反対する請願」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（西川良夫君） 討論なしと認めます。

○議長（西川良夫君） これから、請願第2号「「1年単位の変形労働時間制」の導入に反対する請願」を採決します。

この採決は起立によって行います。

請願第2号を採択することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（西川良夫君） はい、ありがとうございました。

起立多数であります。

したがって、請願第2号「1年単位の変形労働時間制」の導入に反対する請願」は、採択することに決定しました。

○議長（西川良夫君） 議事の都合により小休します。

午前10時25分小休

〔小休中に請願採択に伴う意見書について協議〕

午前10時52分再開

○議長（西川良夫君） 小休前に引き続き会議を再開いたします。

お諮りいたします。小休中に米本義博君から、請願第1号の採択による意見書の議案が提出されました。この議案は所定の賛成者がありますので、成立いたしました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西川良夫君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第11号「主要作物種子条例制定を求める意見書」についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

議事の都合により小休します。

午前10時53分小休

〔小休中に追加日程配布〕

午前10時55分再開

○議長（西川良夫君） 小休前に引き続き、会議を再開いたします。

追加日程第1、発議第11号「主要作物種子条例制定を求める意見書」についてを上程し、議題といたします。

事務局長に議案を朗読させます。

谷渕議会事務局長。

◎議会事務局長（谷渕弘子君） （議案を朗読する）

○議長（西川良夫君） 提出者であります米本義博君より、発議第11号について提案理由の説明を求めます。

米本義博君。

●3番議員（米本義博君） 議長から提案理由の説明を求められましたので、発議

第11号「主要作物種子条例制定を求める意見書」を読み上げて提案理由の説明とさせていただきます。

主要作物種子条例制定を求める意見書。1. 主要農作物種子法の下で行われていた種子の生産を県が責任を持って行い、多様性に富んだ優良な種子の安定供給を図り、もって主要農作物等の品質の確保及び安定的な生産に寄与する条例を制定して下さい。2. 主要農作物等の種子の生産は公的な財政措置に基づき、継続されるよう条例に明記して下さい。3. 公的な種子生産の存続と優良で安全な種子の確保のために原種・原原種の生産と保存、ほ場指定、ほ場審査、生産物審査、種子計画の策定を県が責任をもって行う条例を制定して下さい。4. 気候変動をはじめ災害の多発の中で、種子の多様性こそが、環境の激変を乗り越える鍵となり、多様性に富んだ種子の保存が不可欠となりつつあり、県は「阿波の伝統作物」及び将来に向けて種子生産を継続する必要がある在来品種について種子の安定確保のための採種技術の指導を行うとともに、遺伝資源として種子の維持、保存に対する支援を行う条例を制定して下さい。5. 県は「食の安全・安心」条例において県民の健康と安心して暮らせる生活を県民に提供すべく、努力されてきました。農作物やその起源となる種子に関して遺伝子組み換え作物が混入、交雑することのないよう項目が入っております。遺伝子組み換えやゲノム編集という遺伝子操作は未知の分野でその安全性も確立されていないこともあり、安全、安心が確立されていない技術を用いて種子や農作物の生産を行わないことを条例に含めて下さい。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。令和2年6月19日、送付先・徳島県知事、飯泉嘉門殿、徳島県議会議長、寺井正邇殿、板野郡藍住町議会。

以上、議員各位の賛同を得まして、議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（西川良夫君） お諮りいたします。発議第11号については、先ほどの請願の採択による意見書でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに原案のとおり議決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西川良夫君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第11号「主要作物種子条例制定を求める意見書」については、

原案のとおり可決、確定いたしました。なお、意見書については、速やかに関係機関に送付いたします。

請願第2号につきましては採択されましたので、速やかに教育委員会に提出をいたします。

○議長（西川良夫君） 最後に、「委員会の閉会中の継続調査の件」を議題とします。

各委員長から、目下、委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西川良夫君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長（西川良夫君） ここで、議会閉会前の御挨拶を高橋町長からお願いいたします。

高橋町長。

◎町長（高橋英夫君） 6月議会閉会に当たりまして、一言お礼を申し上げたいと思います。去る、9日の開催から、本日までの11日間にわたり、御審議いただきましたことに厚くお礼を申し上げます。また、この間一般質問等におきまして、議員各位から、新型コロナウイルス感染症対応を始め、福祉や教育問題、住環境問題、防災対策など幅広い分野において、貴重な御意見、御提言を賜りましたこと、重ねてお礼を申し上げます。

今後も議会を始め、町民の皆様の御理解をいただきながら、住民福祉の向上のため、行政の執行に努めてまいりたいと存じますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

これから、本格的な夏を迎えてまいります。どうか御自愛をいただきますよう、お願い申し上げますとともに、皆様の御健勝をお祈りいたしまして、閉会の挨拶いたします。ありがとうございました。

○議長（西川良夫君）　以上で、本定例会の会議に付された事件は、全て終了いたしました。

議員、理事者各位におかれましては、御協力、誠にありがとうございました。これもちまして、令和２年第２回藍住町議会定例会を閉会いたします。

午前１１時２分閉会

地方自治法第１２３条第２項の規定による署名者

藍住町議会議長　西川　良夫

会議録署名議員　近藤　祐司

会議録署名議員　紙永　芳夫